及び北アイルランド連合王国との間の協定の説明書包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン

外

務

省

目

次

Ξ	90	05	0.4	0.0	0.0	0.1	00	10	10	17	10
協定	26	25 附	24	23	22	21	20 中	19	18 規	17	16
の実施のための国内措置	相互承認に関する議定書	.属書四二	最終規定(第二十四章)	制度に関する規定(第二十三章)	紛争解決(第二十二章)	貿易及び女性の経済的エンパワーメント(第二十一章)	小企業(第二十章)	農業分野における協力(第十九章)	制に関する良い慣行及び規制に関する協力(第十八章)	透明性(第十七章)	貿易及び持続可能な開発(第十六章)

概説

1 協定の成立経緯

た。 至ったので、 連携協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに 令和二年(二千二十年)六月、我が国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 同年十月二十三日に東京において、我が方茂木外務大臣と先方トラス国際貿易大臣との間でこの協定の署名が行われ (以下「英国」という。)との間で、 経済

2 協定締結の意義

れる。 携が構築されることを通じ、 この協定の締結によって、 英国の欧州連合離脱後も両国経済が一段と活性化し、 我が国と英国との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連 及び両国関係全般が一層緊密化することが期待さ

協定の内容

それらの概要は、 この協定は、 前文、本文全二十四章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書及び相互承認に関する議定書から成っている。 次のとおりである。

1 総則(第一章)

(7) 協定の目的について定める(第一・一条)。

(イ)協定における用語の一般的定義について定める(第一・二条)。

(ウ)協定の地理的適用範囲について定める(第一・三条)。

(I)等を定める(第一・ 協定の規定は、 協定の規定を実施するために適用することが必要な場合に限り、 四条)。 租税に係る課税措置について適用すること

(オ) 安全保障のための例外について定める(第一・五条)。

(カ)協定における秘密の情報の取扱いについて定める(第一・六条)。

- (キ) 各締約国は、協定に基づく義務を履行するために権限を委任された者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国
- の義務に従って活動することを確保すること等を定める(第一・七条)。
- (力) (第一・八条)。 協定において締約国の法令というときは、 別段の定めがある場合を除くほか、 その改正を含むものとすること等を定める
- (ケ)協定と他の協定との関係について定める(第一・九条)。
- 2 物品の貿易(第二章)
- 一 一般規定(第A節)
- ⑦ 第二章の規定の目的について定める(第二・一条)。
- (1) 第二章の規定の適用範囲について定める(第二・二条)。
- (ウ) 第二章における用語の定義について定める(第二・三条)。
- (エ) 第二章における関税の定義について定める(第二・四条)。
- (1) れる税の対象とならないこと等を定める(第二・五条)。 方の締約国の原産品とされる農産品は、 農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課さ
- 内国民待遇及び物品の市場アクセス(第B節)
- (7) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとすることを定める(第二・六条)。
- (1) 等を定める(第二・七条) 一方の締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 0 他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること
- (ウ) 関税を引き下げ、 一方の締約国は、 又は撤廃すること等を定める(第二・八条)。 協定に別段の定めがある場合を除くほか、 附属書二-Aの規定に従って、 他方の締約国の原産品について
- (I) に再輸入される産品について、 一方の締約国は、 自国の関税領域から他方の締約国の関税領域に修理又は変更のために その原産地のいかんにかかわらず、 関税を課してはならないこと等を定める(第二・九条)。 一時輸出された後に自 国の関税領域

八条)。
(ス) 各締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、再製造品を新品として扱うことを定めること等を定める(第二・十
すること等を定める(第二・十七条)。
(ジ) 各締約国は、輸入許可手続に関する協定第一条1から9まで及び第三条の規定に従って、輸出許可手続を採用し、又は維持
政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を定める(第二・十六条)。
全ての手数料及び課徴金が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的な保護又は輸入に対する財
(サ) 各締約国は、千九百九十四年のガット第八条の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する
税以外の禁止若しくは制限を採用し、又は維持してはならないこと等を定める(第二・十五条)。
関税以外の禁止若しくは制限又は他方の締約国の関税領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売についての関
(1) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく場合を除くほか、他方の締約国の産品の輸入についての
等を定める(第二・十四条)。
及びこれと同等の効果を有する輸出措置に関し当該閣僚決定に規定するところにより最大限の抑制を行うものを確認すること
(ケ) 両締約国は、二千十五年十二月十九日のWTOの輸出競争に関する閣僚決定において表明された約束であって、輸出補助金
適用される税率より関税を引き上げてはならないこと等を定める(第二・十三条)。
() 一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の原産品について、附属書二-Aの規定に従って
締約国に輸出される産品についての内国税その他課徴金を採用し、又は維持してはならないこと等を定める(第二・十二条)。
(注) 一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品に課される租税、手数料その他あらゆる種類の課徴金又は他方の
は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用することを定める(第二・十一条)。
⑦ 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定
十条)。
(オ) 各締約国は、一部の産品について、自国の法令に従って自国の関税領域への一時免税輸入を認めること等を定める(第二・

Ξ

- (セ) ()) 置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に 囲を拡大すること等を検討するために協議を開始することを定めるとともに、両締約国は 題が協定の枠内で効果的に対処され得るかどうかについて評価し、 有する交渉を開始することに合意することができること等を定める(第二・十九条)。 協定のいかなる規定も、 両締約国は、 協定の効力発生の日から十年後に又は締約国の要請があった場合には、 締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと、 当該措置に関する相互に関心を有する既存の約束の適用範 産品に対する非関税措置から生ずる問 当該協議に基づき、 相互に関心を 当該措
- (タ) 関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に定める条件に従うものとすること等を定める 第二章の規定の適用上、 千九百九十四年のガット第二十条の規定は、 (第二・二十一条)。 必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、 (第二・二十条)。 協定の
- 部を成すこと等を定める
- ぶどう酒産品の輸出の促進 (第C節

 $(\underline{-})$

- (7) 第C節の規定の適用範囲について定める(第二・二十二条)。
- (1) 第C節の規定の一般原則について定める(第二・二十三条)。
- (ウ) と等を定める(第二・二十四条)。 であって、英国を原産とし、 の 規定に従って生産されるものの輸入及び販売を承認すること、 英国は、 英国において人が消費するためのぶどう酒産品であって、 かつ、 附属書二-E第一編第A節等の規定に従って生産されるものの輸入及び販売を承認するこ 日本国は、 日本国を原産とし、 日本国において人が消費するためのぶどう酒産品 かつ、 附属書二--E第二編第A節等
- (I) 第一編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとること等を定める(第二・二十五条) 英国は、 附属書二-E第二編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとること、 日本国は、 0 附属書二--Ė
- (オ) 第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとること等を定める(第二・二十六条)。 英国は、 附属書二--· E 第一 一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとること、 日本国は、 附属書二— -E 第 編

(カ)

日本国の法令の範囲内で認証された証明書 (日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含

兀

Ŧī.

(ス ブ	(シ) 附	(サ) 締	変更	(コ) 輸	(ケ) 産	た	(ク) 原	(キ) 原	品を	(カ) 産	料 と	他方	(才) —	(I) +	(ウ) 締	(1)
産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり原産品としての資格を決定する必要がない要素について定める	E属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の取扱いについて定める(第三・十二条)。	☆約国から第三国に輸出された原産品が当該締約国に返送された場合の取扱いについて定める(第三・十一条)。	くしてはならないこと等を定める(第三・十条)。	₦入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、	「品のセットが原産品として認められる条件について定める(第三・九条)。	め、保管の期間において、物理的に分離すること等を定める(第三・八条)。	が産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、その原産品としての資格を維持する	^産品としての資格の単位について定める(第三・七条)。	」締約国の原産品とみなすこと等を定める(第三・六条)。	「品の生産において使用される非原産材料が附属書三-Bに定める要件を満たさない場合には、一定の条件の下で、当該産	こして使用される場合には、当該締約国の原産品とみなすこと等を定める(第三・五条)。	2の締約国の原産品とみなすこと、欧州連合の原産品とされる産品は、締約国において特定の他の産品を生産するための材	方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、	-分な変更とはみなされない作業又は加工について定める(第三・四条)。	☆約国において完全に得られる産品について定める(第三・三条)。	協定における原産品の要件等について定める(第三・二条)。

(%) 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器の取扱いについて定める(第三・十五条)。

(第三・十四条)。

六

		(三)																		()
(1)	(7)	雑則	六	作	(#)	(ב)	(ケ)	(1)	(‡)	評	た	(カ)	L	(オ)	(I)	(ウ)	(1)	に	(7)	原 産
輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定について定める(第三・二十八条)。	原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会の責任及びその任務について定める(第三・二十七条)。	(第C節)		-成させた者に対し、自国の法令に従って行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科することを定める(第三・二十	各締約国は、産品について関税上の特恵待遇を得るために提供された文書であって不正確な情報を含むものを作成し、又は	第三章の規定に従って入手した情報の秘密の保持等について定める(第三・二十五条)。	輸入締約国の税関当局が関税上の特恵待遇を与えないことができる場合等について定める(第三・二十四条)。	不正行為の防止に関する両締約国間の相互支援について定める(第三・二十三条)。	両締約国の税関当局による運用上の協力について定める(第三・二十二条)。	-価する方法に基づく確認を行うことができること等を定める(第三・二十一条)。	にすかどうかを確認するため、関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を	輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又は第三章に定める他の要件を満	こて認められること等を定める(第三・二十条)。	私人である者から私人である者に対して小包として送付される産品又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品は、原産品と	関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者による記録の保管に関する義務等について定める(第三・十九条)。	原産品に関する輸入者の知識について定める(第三・十八条)。	原産地に関する申告について定める(第三・十七条)。	1.ついて関税上の特恵待遇を与えること等を定める(第三・十六条)。	輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特恵待遇の要求に基づき、当該原産品	「地手続(第B節)

七

- 4 税関に係る事項及び貿易円滑化(第四章)
- (ア) 第四章の規定の目的について定める(第四・一条)。
- (1) 第四章の規定の適用範囲について定める(第四・二条)。
- (ウ) る関連情報を、 各締約国は、 簡単に利用可能な方法により、 自国の関税法令その他の貿易に関連する法令並びに貿易に関連する一 公表し、 及び利害関係を有する者が容易に入手することができることを確保す 般的な行政上の手続及び一 般に利用され
- ること等を定める (第四・三条)。
- (I)る法令を適用すること等を定める 各締約国は、 予見可能であり、 __. (第四・四条) 貫性及び透明性があり、 0 並びに差別的でない方法で自国の関税法令その他 の貿易に関連す
- (才) を含む税関手続を採用し、 各締約国は、 自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること等 又は維持することを定める (第四・五条)。
- (カ) 簡素化に向けて努力すること等を定める 各締約国は、 貿易業者又は事業者に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、 (第四・六条) 自国の税関手続に係る要件及び手続の
- 七条)。 各締約国は、 自国の税関当局を通じて、 関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行うこと等を定める (第 四
- て、 各締約国は、 又は審査を請求する権利を保障すること等を定める 自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に対し、 (第四・八条)。 異議を申し立

(7)

(キ)

- (ב) (ケ) きるようにし、 各締約国は、 及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、 危険度に応じた管理手法の制度であって、 自国の税関当局が危険度の高い 又は維持すること等を定める(第四・九条)。 貨物の検査活動に集中することがで
- の 監査を採用し、 各締約国は、 物品の引取りを迅速にするため、 又は維持すること等を定める (第四・十条) 自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後
- 方の締約国は、 適切な管理を維持しつつ、 自国の関税領域を通過し、 又は当該関税領域において積み替えられる他方の締

(サ)

八

- (ジ) 約国 力を行い、 両締約国の税関当局は、 からの又は他方の締約国 及び相互行政支援を提供すること等を定める 第 への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、 一・六条の規定にかかわらず、 (第四・十二条)。 税関相互支援協定に従って、 又は維持することを定める 第四章に規定する事項について、 (第四・十一条)。 協
- (ス) を受け入れることを定める 際協定に定める手続であって自国が適用するものに従い、 一方の締約国は、 第二・十条に規定する産品の一 (第四・ 十三条)。 時輸入のため及びその原産地の 他方の締約国において発給された物品の いかんにかかわらず、 ___ 時輸入のための通関手帳 __. 時輸入に関する国
- (t) 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める (第 四 -+ -四条) 0
- 5 貿易上の救済(第五章)
- ─ 一般規定(第A節)
- ⑦ 第五章における用語の定義について定める(第五・一条)。
- □ 二国間セーフガード措置(第B節)
- (7) 締約国は、 定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができること等を定める (第五・二条)。
- (1) 二国間セーフガード措置をとるに当たっての条件及び制限について定める(第五・三条)。
- (ウ) 二国間セーフガード措置をとるに当たっての調査について定める(第五・四条)。
- (エ) 二国間セーフガード措置をとるに当たっての通報について定める(第五・五条)。
- (‡) 二国間セーフガード措置をとるに当たっての協議及び当該措置に係る補償について定める (第五・六条)。
- (h) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める(第五・七条)。
- (キ) 第B節の規定に基づく両締約国間の連絡については、 英語により行うことを定める (第五・八条)。
- (三)世界向けのセーフガード措置(第C節)
- (7) 約国 第 の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではないこと等を定める Ŧ 一 章 の 5 か なる規定も、 ____ 方の締約国が千九百九十四年のガッ ト第十九 条の規定及び セーフガ (第五・九条) ード協定に基づき他方の締

九

- (1) 6 セーフガード協定に基づく措置並びに附属書二-A第三編第C節に定めるセーフガード措置を同時にとり、 ないことを定める 締約国は、 同一の産品について、第B節に規定する二国間セーフガード措置、 (第五・十条)。 千九百九十四年のガット第十九条の規定及び 又は維持してはな
- ダンピング防止措置及び相殺措置(第D節

(四)

- (7) (第五・十一条)。 両締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持すること等を定める
- (1) ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行うに当たっての透明性等について定める (第五・十二条)。
- (ウ) (第五・十三条)。 ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行うに当たっての関係者及び団体からの見解の聴取について定める
- (I)四条)。 輸入締約国は、ダンピング防止のための調査を行うに当たり、 輸出締約国に対して事前通報を行うことを定める (第五・十
- (才) よりも少ない額とするか等について、自国の法令に従って検討することができることを定める 輸入締約国の調査当局は、 課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額 (第五·十五条)
- 6 衛生植物検疫措置(第六章)
- (ア) 第六章の規定の目的について定める(第六・一条)。
- (イ) 第六章の規定の適用範囲について定める(第六・二条)。
- (ウ) 第六章における用語の定義について定める(第六・三条)。
- (I) め る(第六・四条)。 両締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を確認すること等を定
- (才) 第六章の規定の実施のための権限のある当局及び連絡部局について定める(第六・五条)。
- 両締約国は、 自国の衛生植物検疫措置が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定等による危険性の評価に基づい

(カ)

 $\overline{\bigcirc}$

(ソ) +	+		約	(セ) まみ	る	(ス)	大	(シ)		る	(†) Ø	めて	(コ) =	 野生	(ケ) ま会	する	(力) 王	輸	(キ)	て
衛生植物検疫		四条)。	国に対して安	輸入締約国け	(第六・十三	一方の締約国	な懸念を有する場合に	一方の締約国は	(第六・十一条)	ること、他方の	各締約国は、	る区域及び区	両締約国は、	覧表を作成し	輸出締約国の	る制度に従っ	両締約国は、	入条件を定め	輸入締約国は	いることを確保することを定める
疫措置に関			客観的に証	[は、輸出締	十三条)。	国は、人、	9る場合に	国は、人、	*)。	の締約国の	衛生植物	画 の 制	動物、動	し、常時最新の	権限の	って行われ	輸出締約	を定めること等を定め	は、適切な保護	確保するこ
関する専門委員			証明する場合には	I締約国の衛		動物又は	は、技術	動物若し		妥当な要請	衛生植物検疫措置	度を認識すること等を定め	動物性生産品及び	も	ある当局は、	る管理の	国の検査	る	\mathcal{O}	とを定め
会の	,		`	生植物検		又は植物の生	的協議	くは植物		気請に応じて自	の 適 用	ること等	品及び動	のとし、及	、輸入締約	結果につ	及び認証	(第 六	準を達成	
責任及びその			輸出締約国	疫措置が輪		命又は健康	要請するこ	動物若しくは植物の生命若しくは		玉	関する協定	る	動物性副産物に関	び輸入締約	玉	いての監本	に関する判	・ 七 条)。	水準を達成するため、	(第六・六条)。
伯	-		\mathcal{O}	の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成し		の生命又は健康を保護するために	を要請することができること等を定め	しくは健康		の衛生植物検疫措置	に関する協定第七条等の	(第六・十	物に関し、	及び輸入締約国に送付することを確保すること等を定める(第六・九条)	により求められ	監査を実施するた	制度の全部		必要な場	
務等について			衛生植物検疫措置を同等なも	の適切な		っるために	ること等	健康又は他方の締約国が提案		検疫措置及	の規定に	十条)。	国際獣疫事務局の	すること		め 相	全部又は一部に		必要な場合には両締約国間の協議に従	
定める(置を同等	保護の水準		必要な緊	る	の締約国		及びその適	規定に従って、		事務局の時	を確保する	る場合には、輸入締	互に支援すること等	についての		締約国間	
(第六・十五			なものとし	準を達成し		急措置を採	(第六・-	が提案し、		過用に関す	衛生植物な		陸生動物等	ること等か	約国の	すること体	の監査並び		の協議に従	
山条し	1.12/ 0			しているこ		必要な緊急措置を採用することができること等を定め	・十二条)。	若しくは		適用に関する情報を提供すること等を定める	検疫措置等		陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定	を定める	輸入条件を	寺を定める	いに輸出締約国		V)	
			こと等を	ことを輸出		ことができ		「実施する		提供する	+について		(び水生動	(第六・九	遵守する	(第 六	「約国の検		当該協議	
			て認めること等を定める(第六・	ていることを輸出締約国が輸入締		ること等		若しくは実施する措置に関して重		こと等を	疫措置等について透明性を確保す		物衛生規	条)。	入条件を遵守する施設及び設備の	・八条)。	の検査及び認証		及び当該協議を考慮しつつ、	
			第六・	輸入締		を定め		して重		定める	確保す		約に定)設備の		証に関		うつ、	

貿易の技術的障害(第七章)

7

- (ア) 第七章の規定の目的について定める(第七・一条)。
- (1) 第七章の規定の適用範囲について定める(第七・二条)。
- (ウ) いて定める(第七・三条)。 貿易の技術的障害に関する協定の一部の規定は、 必要な変更を加えた上で、 協定に組み込まれ、 協定の 一部を成すこと等に
- (エ) 第七章における用語の定義について定める(第七・四条)。
- (才) 規格について適当な間隔で見直すこと等を定める(第七・五条)。 各締約国は、 強制規格を作成するに当たり強制規格案の代替手段であって利用可能なものを評価すること、 制定された強制
- (カ) 続が遵守されたことを条件として、 国際標準化機構等の国際機関が発表した規格は、 第七章等に定める関連する国際規格とみなすこと等を定める(第七・六条) WTOの貿易の技術的障害に関する委員会による決定に定める原則及び手
- (キ) の ための適正実施規準を受け入れ、 両締約国は、 自国の領域内の国内標準化機関が、 かつ、遵守することを確保する義務を確認すること等を定める(第七・七条)。 貿易の技術的障害に関する協定附属書三の任意規格の立案、 制定及び適用
- (力) 必要な範囲を超えて厳重なものでなく、 各締約国は、 適合性評価手続が、強制規格又は任意規格に産品が適合しているとの十分な確信を輸入締約国に与えるために 又は厳重に適用されないことを確保すること等を定める (第七・八条)。
- (ケ) を定める V) 各締約国は、貿易に著しい影響を及ぼす可能性がある強制規格又は適合性評価手続を作成するに当たり、自国の法令に従 公衆が利用可能な協議手続を実施し、 (第七・九条) 並びに当該協議手続の結果及び既存の影響評価を公に入手可能なものとすること等
- の 各締約国は、 対象となる関係者との間に利益相反がないことを確保すること等を定める(第七・十条)。 他方の締約国と販売の監視及び執行活動に関する情報を交換すること、 販売の監視を行う当局と管理又は監督
- すことを目的として又は当該障害をもたらす結果となるように当該要件を立案し、 締約国は、 強制規格の形式で証票又はラベル等による表示の要件を作成する場合には、 制定し、 国際貿易への不必要な障害をもたら 又は適用しないこと等を確保する

(#)

(ב)

- こと等を定める(第七・十一条)。
- (ジ) 又は故意の破損に対して罰を科し、又はその他の適当な措置をとることができること等を定める(第七・十二条)。 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のロット識別コードであって、供給者により提供され、及び容器上に表示されたものの除去
- (ス) 両締約国は、 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を強化すること等を定める(第七・十三条)。
- (セ) 貿易の技術的障害に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める(第七・十四条)。
- (\mathcal{Y}) 条) 。 第七章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報並びにその任務について定める(第七・十五

サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引(第八章)

8

- ─ 一般規定(第A節)
- ⑦ 第八章の規定の適用範囲について定める(第八・一条)。
- (イ) 第八章における用語の定義について定める(第八・二条)。
- (ウ) 第B節から第F節までの規定に関する一般的例外について定める(第八・三条)。
- (I) サービスの貿易、 投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める(第八・四条)。
- (オ) 第八章の規定の見直しについて定める(第八・五条)。
- () 投資の自由化(第B節)
- (ア) 第B節の規定の適用範囲について定める(第八・六条)。
- (1) 条)。 \mathcal{O} 数の制 一方の締約国は、 限 取引総額又は資産総額の制限等を課する措置等を維持し、又は採用してはならないこと等を定める(第八・七 設立又は運営を通じた市場アクセスであって他方の締約国の企業家又は対象企業によるものに関し、企業
- (ウ) ること等を定める(第八・八条)。 方の締約国 は 自国の領域における設立及び運営に関し、 他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、 内国民待遇を与え

1) 「デン希可国よ、国デン希可国)と終え、シュニロデン希可国ンドへ、シシッシン等三国ン目標へてよらへぶ 千丁 、 てよ
八・十二条)。
の締約国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する当該締約国による措置については、適用しないこと等を定める(第
(キ) 第八・七条から第八・十一条までの規定は、附属書八-B附属書Ⅰの締約国の表に記載する措置及び附属書八-B附属書Ⅱ
を定める(第八・十一条)。
用料に係る一定の水準を下回る率又は額等の採用等の特定措置の履行要求を課してはならず、又は強制してはならないこと等
(カ) 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、現地調達、技術移転、ライセンス契約における使
定める(第八・十条)。
(オ) 締約国は、対象企業に対し、特定の国籍を有する個人を役員、理事又は取締役に任命することを要求してはならないことを
ること等を定める(第八・九条)。
(I) 一方の締約国は、自国の領域における設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与え

- (1 支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する一定の措置を採用し、 一方の綿約国は 他方の締約国の企業家であって他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、 又は維持するときは、 当該企業家及び 又 は
- その対象企業に対し、第B節の規定による利益を否認することができることを定める(第八・十三条)。
- $(\underline{=})$ 国境を越えるサービスの貿易 (第C節)
- (7) 第C節の規定の適用範囲について定める(第八・十四条)。
- (1) ならないことを定める 締約国は、 サービス提供者の数の制限、 (第八·十五条)。 サービスの取引総額又は資産総額の制限等を課する措置を維持し、 又は採用しては
- (ウ) 条)。 一方の締約国は、 他方の締約国のサービス及びサー ビス提供者に対し、 内国民待遇を与えること等を定める(第八・十六
- (I) 一方の締約国は、 他方の締約国のサー ビス及びサービス提供者に対し、 最恵国待遇を与えること等を定める(第八・十七

条)。

(1) Π の締約国の表に記載する分野、 第八・十五条から第八・十七条までの規定は、 小分野又は活動に関する当該締約国による措置については 附属書八-B附属書Iの締約国の表に記載する措置及び附属書八-適用しないことを定める В D附属書 (第

八・十八条)。

- (カ) サ Ļ 一方の締約国は、 、ービス提供者及び当該サービス提供者が提供するサービスに対し、 又は支配している場合において、 他方の締約国のサービス提供者であって他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有 一方の締約国が当該第三国に関する一定の措置を採用し、 第C節の規定による利益を否認することができることを 又は維持するときは 当該
- (四) 自然人の入国及び一時的な滞在(第D節

定める(第八・十九条)

- ⑦ 第D節の規定の適用範囲等について定める(第八・二十条)。
- (イ) 第D節における用語の定義について定める(第八・二十一条)。
- (ウ) 商用目的での入国及び一時的な滞在を許可すること等を定める(第八・二十二条)。 方 の締約国は 第D節並びに附属書八−B附属書Ⅲ及び附属書Ⅳに定めるところにより、 他方の締約国の自然人に対し、
- (I)(第八・二十三条) 方の締約国は、 他 .方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとすること等を定める
- (才) 課するものではないこと等を定める 協定は、 第D節に明示的に規定する場合を除くほか、 (第八・二十四条)。 締約国に対し、 その出入国管理に関する措置についていかなる義務も
- (カ) 者及び投資家に対し、 一方の締約国は、 附属書八−B附属書Ⅲに定めるところにより、 入国及び一 時的な滞在を許可すること等を定める(第八・二十五条)。 他方の締約国の設立を目的とした商用訪問 者 企業内転 勤
- (キ) 由職業家に対し、 一方の締約国は、 入国 附属書八−B附属書Ⅳに定めるところにより、 1及び一 時 的 な滞在を許可すること等を定める 他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自 (第八・二十六条)。
- (力) 方の締約国は、 附属書八-B附属書Ⅲに定めるところにより、 他方の締約国の短期の商用訪問者に対し、 入国及び 時 的

一 五

な滞在を許可すること等を定める(第八・二十七条)。

(ケ) 八・二十八条)。 第D節の規定を効果的に実施し、 及び運用するための連絡部局の指定並びにその連絡先の詳細の通報について定める (第

(五) 規制の枠組み(第E節)

(1)国内規制 (第一款)

- (7) 第一款の規定の適用範囲等について定める(第八・二十九条)。
- (1) 定める(第八・三十条)。 各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措置の基準等について
- (ウ) 免許及び資格の審査に係る手続について定める(第八・三十一条)。
- (I) 技術上の基準について定める(第八・三十二条)。
- (2)般に適用される規定 (第二款)
- (7) で実施されることを確保すること等を定める(第八・三十三条)。 各締約国は、 一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、 客観的及び公平な態様
- (1) 行政上の決定に関する審査手続について定める(第八・三十四条)。
- (ウ) もって、 えるために自国が適用する基準が全部又は一部について企業家及びサービス提供者によって満たされることを認める目的を 定める(第八・三十五条) 各締約国は、特に自由職業サービスの分野において、企業家及びサービス提供者に対し許可、免許、運営及び資格証明を与 自国の領域内の関係する専門機関に対し、 相互承認に関する共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励すること等を
- (3)郵便サービス及びクーリエ・サービス(第三款)
- (7) 第三款の規定の適用範囲等について定める(第八・三十六条)。
- (1) 各締約国は、
- 自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること等を定

一六

める(第八・三十七条)。

- (ウ) に与えてはならないこと等を定める(第八・三十八条)。 各締約国は、 国境手続に関し、 国際クーリエ・サービスに対して、 国際郵便サー ビスに与える待遇よりも不利な待遇を不当
- (I)締約国は、 免許を要求する場合には、 一定の事項を公に利用可能なものとすること等を定める(第八・三十九条)。
- (オ) 規制機関の独立性について定める(第八・四十条)。
- (4) 電気通信サービス(第四款)
- (ア) 第四款の規定の適用範囲について定める(第八・四十一条)。
- (イ) 第四款における用語の定義について定める(第八・四十二条)。
- (ウ) 接的な規制を行うか、 両 「締約国は、 各締約国が第四款の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができること、この点に関し、 又は市場の力の役割に委ねることができることを認識すること等を定める (第八·四十三条)。 直
- (I) 四条)。 及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保すること等を定める(第八・ 一方の締約国は、 他方の締約国のサー ビス提供者が、 合理的な、 差別的でない及び不利でない条件で公衆電気通信の伝送網 四十
- (オ) 等について、 各締約国は、 番号ポータビリティを提供することを確保することを定める 自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、 適時に、 (第八・四十五条)。 かつ、合理的な条件で、 移動端末サービス
- (力) を要求する場合には、 を課さないことを確保することを定める(第八・四十六条)。 締約国は、 公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対してその公衆電気通信の伝送サービスを再販売のために提供すること 当該提供者が、 当該公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、 不合理な又は差別的な条件又は制限
- (キ) 八・四十七条)。 衆電気通信の伝送サー 両締約国は、ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続が原則として関係する公衆電気通信の伝送網又は公 ビスの提供者の間の商業的な交渉に基づいて合意されるべきであることを認識すること等を定める (第

_ 七

67	(タ)	_	(7)		18	(セ)	-	(ス)		(ジ)	1-	(#)		(ב)		(ケ)	,	(ク)
録の秘密性を確	各締約国は、	国際的標準を推	両締約国は、	を確保すること	ずる当該提供者	一方の締約国	入手可能である	各締約国は、	差別的でない及	各締約国は、	信サービスの提	各締約国は、	める(第八・五	各締約国は、	あり、及び当該	各締約国は、	とを防止するた	各締約国は、
a性を確保することを定める(第八・五十六条)。	玉	「準を推進することを約束することを定める(第八・五十五条)。	玉	^ること等を定める(第八・五十四条)。	提	締	で	玉	な	玉	ス	国は、自国の規制当局による事前の明示的な決定を必要としない簡易な届出又は登録により、電気通信	八	国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権	び	玉	す	国は、提供者(単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。)が反競争的行為を行い、
	生する通信記		斤性のための		いできること	の規定から生		う措置が公に		5性のある、		網又は電気通		利を有すること等を定		公的に別個で		又は継続するこ

各締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進すること

(チ)

について、協力するよう努めること等を定める(第八・五十七条)。

<u>一</u> 八

	(ב)			(ケ)		(力)	(キ)	(カ)			(オ)		(I)		(ウ)	(1)	(7)	(5)
条)。	両締約国は、附属書八-Aの規定に従って金融サービスにおける規制に関する協力を促進することを定める(第八・六十七	持してはならないこと等を定める(第八・六十六条)。	保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利な競争条件を作り出す措置を採用し、又は維	締約国は、自国の郵便保険事業体による一般公衆に向けた直接の保険サービスの提供について、自国の市場において同種の	定める(第八・六十五条)。	協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではないこと等を	各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束すること等を定める(第八・六十四条)。	締約国は、一定の場合には、情報の移転を行うことを制限してはならないこと等を定める(第八・六十三条)。	とを確保することを定める(第八・六十二条)。	るため自主規制団体の構成員となること等を要求する場合等には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守するこ	一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供す	的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認めることを定める(第八・六十一条)。	一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公	において当該新たな金融サービスを提供することを許可すること等を定める(第八・六十条)。	一方の締約国は、新たな金融サービスについて、一定の場合には、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域	第五款における用語の定義について定める(第八・五十九条)。	第五款の規定の適用範囲について定める(第八・五十八条)。	金融サービス(第五款)

__ 九

(1) 各締約国は、 港へのアクセス等に関し、 他方の締約国を旗国とし、 又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶に対

Ļ 自国の 船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を定める (第八・六十九条)。

六 電子商取引(第F節)

- ⑦ 第下節の規定の目的及び一般規定について定める(第八・七十条)。
- (イ) 第下節における用語の定義について定める(第八・七十一条)。
- (ウ) して関税を課してはならないこと等を定める 両締約国は、 一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信 (第八・七十二条)。 (電子的に送信されるコンテンツを含む。) に対
- (I) める(第八・七十三条)。 る輸入等の条件として、 ス・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならないこと等を定 一方の締約国は、 他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域におけ 当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コード \sim のアクセス又は当該ソー
- (才) するものを含む。 各締約国は、)が合理的、 般に適用される自国の全ての措置であって、 客観的及び公平な態様で実施されることを確保することを定める(第八・七十四条)。 電子商取引に影響を及ぼすもの (自国による情報の収集に関係
- (カ) よう努めること等を定める(第八・七十五条) 両締約国は、 電子的手段によるサービスの提供に対し、 事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さない
- (7)(キ) 該契約の法的効力、 条 締約国は、 締約国は、 自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、 自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、 有効性又は実施可能性を否定する措置等を採用し、 電子署名又は電子認証から生じた認証データが電子的形式によ 契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当 又は維持してはならないことを定める(第八・七十六
- るものであることのみを理由として、 てはならないこと等を定める(第八・七十七条)。 当該電子署名又は当該電子認証から生じた認証デー タの法的な効果又は有効性を否定し

 $\frac{-}{0}$

- (サ) (ב) (ケ) 条) 。 八・八十条)。 引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、 ションにアクセスし、 及び差別的でないネットワークの管理の範囲内で、インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケー Ļ 各締約国は、 両締約国は、 各締約国は、 又は維持すべきであることを定める(第八・七十八条)。 電子商取引に適用される透明性のある、 電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、 自国の適用のある政策及び法令に従うことを条件として、 並びに当該サービス及びアプリケーションを利用すること等ができるよう確保する適当な措置を採用 かつ、 及び維持することの重要性を認識すること等を定める(第八・七十九 効果的な措置であって消費者の保護に関するもの及び電子商取 自国の領域の消費者が、 又は維持すること等を定める 合理的な、 透明性のある、 (第
- (シ) と等を定める(第八・八十一条)。 セ 各締約国は、 ージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置等を採用し、 要求されてい ない商業上の電子メッセージの提供者に対し、 受信者が当該要求されていない 商業上の電子メッ 又は維持するこ
- (ス) 可 ^{*}能であること等を確保するよう努めること等を定める(第八・八十二条) 締約国は、 自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する場合には、 政府の情報が機械による判読が
- (セ) 定める(第八・八十三条)。 両締約国は、 適当な場合には、 電子商取引の発展を促進するため、協力し、 及び多数国間の場に積極的に参加すること等を
- ()) は、 締約国は、 当該移転を禁止し、 情 報 (個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合に 又は制限してはならないこと等を定める(第八・八十四条)。
- を利用し、 締約国は、 又は設置することを要求してはならないこと等を定める 自国の領域において事業を実施するための条件として、 (第八・八十五条)。 対象者に対し、当該領域においてコンピュ ータ関連設備
- 締約国は、 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造等の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者等

(チ)

()

に対して暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転すること等を要求してはならないこと等を定める(第八・八十六

条)。

- 9 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置(第九章)
- (7) 及び資金の移転を認めること等を定める 各締約国は、 自由交換可能通貨により、 (第九・一条) 国際収支の経常勘定に関する取引であって協定の適用を受けるものについて、 0 支払
- (1) (第九・二条)。 各締約国は、 国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、 自由な資本の移動を認めること等を定める
- (ウ) ないこと等を定める 第九・一条及び第九・二条の規定は、 (第九・三条)。 締約国が一定の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはなら
- (I) て定める(第九・ 各締約国が資本移動、 四条)。 支払又は資金の移転に関して採用し、 又は維持することができる一時的なセーフガード措置等につい
- 10 政府調達(第十章)
- (7) 政府調達協定は、 必要な変更を加えた上で、第十章に組み込まれ、 同章の一部を成すことを定める(第十・一条)。
- (1) 続を準用することを定める(第十・二条)。 附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、 同附属書第一編に特定する政府調達協定の規定に定める規則及び手
- (ウ) の 双方について、 各締約国は、 政府調達協定附属書Ⅰの自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達 第十・四条から第十・十二条までの規定を適用することを定める(第十・三条)。
- (I)政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画等の公示について定める(第十・四条)。
- (オ) 調達への参加のための条件について定める(第十・五条)。
- (カ)供給者登録制度及び日本国の経営事項審査について定める(第十・六条)。

(キ)

調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合について定める (第

- 十・七条)。
- (7)調 :達機関が環境を害しない技術仕様等を適用する場合に確保する事項について定める(第十・八条)。
- (ケ) 適合性評価機関が発出する試験に関する報告等の提出を要求する場合について定める(第十・九条)。
- (ב) 調達機関は、 調達の実施に関する環境上の条件を定めることができることを定める(第十・十条)。
- (サ) 入札書の取扱い及び落札について定める(第十・十一条)。
- (ジ) 持するための暫定的措置等について定める(第十・十二条) 政 府調達協定第十八条4の規定に従って公平な行政当局を指定する場合に確保する事項、 供給者が調達に参加する機会を維
- (ス) 附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関連する統計資料の通報について定める(第十・十三条)。
- (セ) 附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束の修正及び訂正について定める(第十・十四条)
- ()) 締約国の政府調達の市場に関する理解の増進の達成のための協力について定める (第十・十五条)。
- (タ) 政府調達に関する専門委員会の責任及びその任務について定める(第十・十六条)。
- 第十章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報について定める (第十・十七条)。
- 11 競争政策(第十一章)

(Ŧ)

(1)

- (7) 条)。 両締約国は、 両締約国間の貿易及び投資の関係における公正かつ自由な競争の重要性を認識すること等を定める(第十一・
- (第十一・二条)。 各締約国は、 自国の法令に従い、 協定の目的を達成するため、 反競争的行為に対して適当と認める措置をとることを定める
- (ウ) 反競争的行為に対処するものを維持すること等を定める(第十一・三条)。 各締約国は、 経済の全ての分野における全ての企業について適用する自国の競争法令であって、 効果的な方法により一定の
- (I)(第十一・四条)。 各締約国は、 自 国 の競争法令の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した当局を維持することを定める

- (才) 原則を尊重することを定める(第十一・五条)。 各締約国は、 自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、 無差別 \mathcal{O}
- (カ) 正な実施の原則を尊重することを定める(第十一・六条)。 各締約国は、 自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、 国籍及び所有の形態のい かんを問 i わず、 手続の公
- (キ) 等を定める(第十一・七条)。 各締約国は、 消費者の保護に関する法律その他詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止する法令を制定し、 又は維持すること
- (力) 各締約国は、 透明性がある方法で自国の競争法令を適用すること等を定める(第十一・八条)。
- (か) 両締約国の競争当局間の執行に関する協力について定める(第十一・九条)。
- (ב) 第十一章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十一・十条)。
- 補助金(第十二章)

12

- (7) は、 Ę 両締約国は、 原則として当該補助金を交付すべきでないこと等を定める(第十二・一条)。 締約国は、 補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、 公共政策の目的を達成するために必要な場合には、 締約国が補助金を交付することができることを認めるこ 又は及ぼすおそれがあると認める場合に
- (イ) 第十二章における用語の定義について定める(第十二・二条)。
- (ウ) 第十二章の規定の適用範囲について定める(第十二・三条)。
- (エ) 第十二章の規定と世界貿易機関設立協定との関係について定める(第十二・四条)。

(才)

- ŕ 方の締約国は、 協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報すること等を定める(第十二・五条)。 自国が交付し、 又は維持している特定性を有する補助金に係る法的根拠等について、 他方の締約国に対
- (カ) 方の締約国は、 他方の締約国の補助金が第十二章の規定の下での自国の貿易又は投資の利益に著しい悪影響を及ぼしてお
- Ŋ 約国は、 又は及ぼすおそれがあると認める場合には、 協議の要請を行った締約国が求める場合には、 協議の要請を書面により提出することができること、 一定の事項を含む情報を提供することを検討すること等を定める(第 協議の要請を受けた締

十二・六条)。

- () 禁止される補助金について定める(第十二・七条)。
- (り) 条)。 各締約国は、 企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保することを定める(第十二・八
- (ケ) えた上で、 第十二章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、 協定に組み込まれ、 協定の一部を成すことを定める(第十二・九条)。 必要な変更を加
- (コ) 第十二・六条5の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十二・十条)。
- 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業(第十三章)

13

- (7) 第十三章における用語の定義について定める(第十三・一条)。
- (イ) 第十三章の規定の適用範囲について定める(第十三・二条)。
- (ウ) 第十三章の規定と世界貿易機関設立協定との関係について定める(第十三・三条)。
- (I) ること又は独占企業を指定することを妨げるものではないこと等を定める(第十三・四条)。 第十三章のいかなる規定も、 締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与す
- (才) 業的考慮に従って行動すること等を定める(第十三・五条)。 各締約国の国有企業、 特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、 商
- (カ) び最大限に利用すること等を定める(第十三・六条)。 両締約国は、 関連する国際的な基準(特に、OECDの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。)を尊重し、 及
- (キ) 後は、 定する国有企業を除く。)の一覧表を他方の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし、その 一方の締約国は、 当該一 覧表を毎年更新すること等を定める 協定の効力発生の日の後六箇月以内に、中央政府の段階における自国の国有企業(第十三・一条いいに規 (第十三・七条)。
- (7)第十三章の規定の適用上、 千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、 必要な変更を加

利利発の最+な・国。利利発の最+な・国>にの運恵四る三が**いにに合全条糸ん4*いさたおみの。こ*でたおみのここ1*たたおみのこここ1た定継けを種てしこ	って無差別な保護
--	----------

二六

- (ウ) (サ) (ב) (ケ) (7)(キ) (カ) (オ) (I)条)。 びレ 保護及び効果的な法的救済について定めることを定める その著作物、 によって保護される対象の利用に対する使用料の移転を奨励することの重要性を認識すること等を定める(第十四・十六条)。 に合意することを定める 十四・十三条) 各締約国は、著作者、 ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定の準用等について定める(第十四・十七条)。 両締約国は、それぞれの集中管理を行う団体の間で協力を促進すること及び他方の締約国の国民の著作物又はその他著作権 著作物に関する著作者の権利についての保護期間は、 各締約国がレコード製作者に対して与える排他的権利について定める(第十四・十条)。 両締約国は、 第十四・八条から第十四・十二条までに定める権利の制限又は例外について定める(第十四・十四条)。 各締約国が放送機関に対して与える排他的権利について定める(第十四・十一条)。 両 . コ | 「締約国は、 ド製作者に対する適当な報酬を確保するための措置について討議することに合意することを定める(第十四・十二 実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段の回避を防ぐための適当な法的 美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題等について意見及び情報を交換すること 商業上の目的のために発行されたレコードが放送又は公衆への伝達のために利用される場合において実演家及 実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為が (第十四・十五条)。 著作者の生存期間及び著作者の死後七十年とすること等を定める (第十四・十八条)。 (第
- (ジ) 十九条)。 各締約国は、 電磁的な権利管理情報を保護するため、 適当かつ効果的な法的救済について定めること等を定める(第十四・
- (2) 商標(第二款)
- ⑦ 登録された商標の権利者の排他的権利について定める(第十四・二十条)。
- 商標により与えられる権利の限定的な例外について定める(第十四・二十一条)。

(1)

二 七

- (ウ) を当該登録された商標の侵害とみなすことを定めることを定める(第十四・二十二条)。 各締約国は、 登録された商標と同一又は類似の標識を付するラベル又は包装についての一定の目的のための一定の予備行為
- (I) と等を定める 両締約国は、 (第十四・二十三条)。 広く認識されている商標の保護を実施するため、 周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認するこ
- (才) 願を拒絶し、 各締約国は、 又は当該登録を取り消す権限を有することを定めることを定める(第十四・二十四条) 自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、 自国の権限のある当局が当該出 0
- (カ) +-四・二十五条)。 両締約国は、 商標の効果的な登録及び更新の手続のための最良の実務を維持することの重要性を認識することを定める (第
- (3) 地理的表示(第三款
- ⑦ 第三款の規定の適用範囲について定める(第十四・二十六条)。
- (1) 四・二十七条) 各締約国は、 自国の領域において、 地理的表示の登録及び保護のための制度を定め、 又は維持すること等を定める(第十
- (ウ) める(第十四・二十八条) に英国は、 日本国は、 附属書十四 – B第一 附属書十四-B第一編第A節及び第二編第A節に掲げる英国の地理的表示を一定の条件の下で保護すること並び 編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国の地理的表示を一定の条件の下で保護することを定
- (I) る商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同 こと等を防止するための法的手段を確保すること等を定める 一方の締約国は、 附属書十四-Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、 (第十四・二十九条)。 利害関係者に対し、 種の商品に対して使用する 自国の領域において、 あ
- (オ) 第三款の規定に基づいて保護される締約国の地理的表示の使用の範囲について定める(第十四・三十条)。
- (力) 第三款の規定に基づいて保護される締約国の地理的表示と商標との関係について定める (第十四·三十一条)。
- 各締約国は、 自国の権限のある当局に対し、 附属書十四-Bに掲げる地理的表示を保護するため、 自国の法令に従い、 職権

(キ)

二八

- (り) により、 又は利害関係者の要請により、 適当な措置をとる権限を与えることを定める(第十四・三十二条)。
- と等を定める 日から一定の経過期間の後、 一方の締約国は (第十四・三十三条)。 附属書十四-Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、 商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止するこ 自国による当該地理的表示の保護の
- (か) 附属書十四-Bの地理的表示の表の改正について定める(第十四・三十四条)。
- (4) 意匠(第四款)
- (7) 各締約国は、 新規性及び独創性のある意匠の保護について定めること等を定める(第十四・三十五条)。
- (5)(1) 商品の登録されていない外観 各締約国は、 の願書によって二以上の意匠の登録を認める意匠の登録の制度を定めることを定める(第十四・三十六条)。 (第五款
- (7) 合において、その使用を防止するための法的手段を確保すること等を定める(第十四・三十七条)。 各締約国は、 自国の法令に定める範囲内で、 商品の登録されていない外観を複製することによって当該外観が使用される場
- (6) 特許(第六款)
- (7) 特許が特許権者に対して与える排他的権利等について定める (第十四・三十八条)。
- (1) め る(第十四・三十九条)。 両締約国は、 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドー ハ宣言の重要性を認識すること等を定
- (ウ) 明 る実施することができない期間のための補償的な保護期間を定めること等を定める(第十四・四十条)。 各締約国は、 医薬品又は農業用の化学品に関連する発明に与えられる特許に関し、 販売承認手続のため特許を与えられた発
- (7) 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ(第七款)
- (7) 各締約国は、 営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保すること等を定める (第十四 ・四十一条) 0
- (1) (第十四・四十二条) 医薬品及び農業用の化学品の販売承認の手続における開示されていない試験データその他のデータの保護について定める

二九

(8) 植物の新品種(第八款)

- (7) ることを定める(第十四・四十三条)。 各締約国は、 千九百九十一年のUPOV条約に基づく権利及び義務に従い、 全ての植物の種類の新品種に対する保護を与え
- (9) 不正競争(第九款)
- (7) メ イン名を管理するための制度に関して適当な救済を利用可能なものとすること等を定める 各締約国は、パリ条約に従い、 不正競争行為からの効果的な保護を与えること、国別コード・トップレベル・ドメインのド (第十四・四十四条)
- (三) 権利行使(第C節)
- 一般規定(第一款)
- ⑦ 知的財産権の行使に関する一般規定について定める(第十四・四十五条)。
- (1) 第C節に規定する措置、 手続及び救済の適用を求める権利を有する者について定める (第十四・ 四十六条)。
- (2) 民事上の救済に係る権利行使(第二款)
- (7)すること等を定める(第十四・四十七条)。 各締約国の司法当局は、 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、 迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有
- (1) 十八条)。 も証拠を収集する目的のため、一定の関連情報を提供するよう命ずる権限を有することを定めること等を定める(第十四・ 各締約国は、 自国の司法当局が、 権利者の正当な要請に基づき、 侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、 少なくと 兀
- (ウ) ことができることを確保すること等を定める(第十四・四十九条)。 各締約国は、 自国の司法当局が、 申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、 中間的な差止命令を発する
- (I)五十条)。 に少なくとも流通経路から完全に除去し、 各締約国は、 自国の司法当局が、 申立人の要請に応じて、 又は廃棄することを命ずることができることを確保すること等を定める 知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなし (第十四

- (1) できることを確保することを定める 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の侵害者等に対し、 (第十四・五十一条) その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することが
- (カ) とを定めること等を定める 各締約国は、 自国の司法当局が、 (第十四·五十二条)。 知的財産権の侵害者に対し、 適当な損害賠償を権利者に支払うよう命ずる権限を有する こ
- (キ) 事者が勝訴の当事者に対し訴訟の費用等を支払うよう命ずる権限を有することを定めることを定める(第十四・五十三条)。 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、 適当な場合には、 敗訴の当
- (7)著作者及び著作権に関連する権利の権利者の推定について定める(第十四・五十四条)
- (ケ) 果的 両締約国は、 な司法制度及び代替的な紛争解決の制度を有することを確保すること等を定める(第十四・五十五条)。 権利者が不当な遅延及び不合理な費用を伴うことなく自己の権利を行使することができるようにするための効
- (3) 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使(第三款)
- (7) 十六条) \mathcal{O} ,取得、 各締約国は、 0 使用又は開示を防止し、 営業秘密の取得、 及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定めること等を定める 使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合に当該営業秘密の保有者がそ (第十四・ Ŧī.
- (4) 国境措置に係る権利行使(第四款)
- (7)五十七条)。 対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持すること等を定める 案、 各締約国は、 意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑い 輸入され、 又は輸出される物品に関し、 の 権利者が商標、 ある物品の解放を停止し、 著作権及び関連する権利、 又はこれを留置するよう自国の税関当局に 地理的表示、 特許、 (第十四 実用新
- (5) 刑事上の制裁に係る権利行使(第五款)
- (7) 関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定めること等を定める(第十四・五十八条)。 各締約国は、 刑事上の手続及び刑罰であって、 少なくとも故意により商業的規模で行 われる商標の不正使用及び著作権又は

=

デジタル環境における権利行使(第六款)

- (7) 的な措置を可能にするために権利行使の手続が自国の法令において利用可能であることを確保すること等を定める 五十九条)。 両締約国は、 第C節第二款及び第五款に定める範囲内で、デジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対する効果 (第 兀
- (四)協力及び制度上の措置(第D節)
- ⑦ 両締約国の知的財産に関する協力について定める(第十四・六十条)。
- (1) 知的財産に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める(第十四・六十一条)。
- (ウ) 定の一部を成すことを定める 第十四章の規定の適用上、 貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、 (第十四・六十二条)。 協
- (I)第十四・六十条の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める (第十四・六十三条)。
- 企業統治(第十五章)

15

- (7) 第十五章の規定の目的について定める(第十五・一条)。
- (イ) 第十五章における用語の定義について定める(第十五・二条)。
- (ウ) 両締約国は、 それぞれの管轄内の上場会社に関する全ての重要な事項の適時の及び正確な開示を確保するに当たり、 企業統
- 治の枠組みの役割の重要性を認識すること等を定める(第十五・三条)。
- (I)各締約国の企業統治の枠組みに係る株主の権利及び所有の機能について定める(第十五・四条)。
- 各締約国の企業統治の枠組みに係る取締役会の役割について定める(第十五・五条)。

(才)

- (カ) 各締約国は、 上場会社における企業買収を規律する規則及び手続を定めること等を定める (第十五・六条)。
- (キ) 第十五章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十五・七条)。
- 貿易及び持続可能な開発(第十六章)
- 第十六章の規定の目的等について定める(第十六・一条)。
- 16

(7)

(ウ)	等	(1)
両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則	を定める(第十六・二条)。	各締約国は、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関れ
(結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あ		する保護を定めることを確保するよう努めること

- 6 約及び他のIL い て尊重し、 ゆる形態の強制労働の撤廃、 促進し、 Oの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うこと等を定める 及び実現すること、各締約国は、 児童労働の実効的な廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃) 自己の発意により、 批准することが適当と認める基本的なIL (第十六・三条)。 を自国の法令及び慣行にお O の 条
- 処するための行動をとるために協働することを約束すること等を定める(第十六・四条)。 両締約国は、 気候変動に関する国際連合枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対

(I)

- (オ) こと等を定める(第十六・五条)。 両締約国は、 協定に合致する態様で、 環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、 及び促進するよう努める
- (カ) 定める(第十六・六条) 生動植物の種及び適当な場合には他の絶滅のおそれのある種の違法な取引に対処するための効果的な措置を実施すること等を するものの利用を奨励すること、 各締約国は、 天然資源の持続可能な利用を通じて取得された物品であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に掲げる絶滅のおそれのある野
- (キ) 易を奨励すること、 両締約国は、 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに伐採が行われた国の法令に従って伐採された木材及び木材製品の貿 違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献すること等を定める(第十六・七条)。
- (7)Ľ 両締約国は、 漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること等を定める(第十六・八条)。 海洋法に関する国際連合条約等を遵守すること、 両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通
- を立案し、 両締約国は、 及び実施するに当たり、 環境又は労働条件を保護することを目的とする措置であって、貿易又は投資に影響を及ぼす可能性があるもの 利用可能な科学的情報等を考慮に入れることを定める (第十六・九条)。
- 各締約国は、 自国の法令及び第十七章の規定に従い、 第十六章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が透明性のあ

(コ)

(ケ)

- (セ) (ス) (シ) (#) 報について定める(第十六・十四条)。 め 十六・十二条)。 る態様で実施されることを確保することを定める(第十六・十条)。 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める 第十六章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の る(第十六・十一条) 両締約国が行うことができる環境及び労働に関する政策の貿易及び投資に関連する側面についての協力について定める 両締約国は、 協定の実施が持続可能な開発に及ぼす影響を検討し、監視し、及び評価することの重要性を認識することを定 (第十六・十三条)。 (第 通
- ()) に関連する経済、 各締約国は、 自国の法令及び慣行に従い、 社会及び環境に関する問題についてのものの会合を招集すること等を定める 自国の新設又は既存の一又は二以上の国内の諮問機関であって、第十六章の規定 (第十六・十五条)
- (タ) 国が合意する時期に招集すること等を定める(第十六・十六条)。 両締約国は、 第十六章の規定に関する対話を行うため、 両締約国の領域内に所在する市民社会の組織との共同対話を両締約
- (チ) らないこと、一方の締約国は、 条及び第十六・十八条に規定する手続のみを利用すること、 できること等を定める 両締約国は、 第十六章の規定の解釈又は適用に関する事項について両締約国間で見解の相違がある場合には、第十六・十七 (第十六・十七条)。 第十六章の規定の解釈及び適用に関する事項について他方の締約国との協議を要請することが 第十六章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とな
- 透明性(第十七章) (ツ) 第十六章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項を検討する専門家パネルについて定める(第十六・十八条)。
- ⑦ 第十七章における用語の定義について定める(第十七・一条)。

17

- (1) 各締約国は、 透明性のある規制上の環境であって、 経済活動に従事する者 (特に中小企業) 等にとって効果的かつ予見可能
- なものを提供することを定める(第十七・二条)。

三匹

- (ウ) 適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすること等を定める(第十七・三条)。 各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、目的及び必要性に関する説明とともに、当該一般に
- (I) 約国の個別の質問に応じ、 一方の締約国は、 他方の締約国の要請があった場合には、自国の一般に適用される措置に関し、 及び他方の締約国に情報を提供すること等を定める(第十七・四条)。 合理的な期間内に他 一方の 締
- (才) るための適当な機会を与えること等を定める(第十七・五条)。 上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知並びに当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示す 用される措置を適用する場合には、 一方の締約国は、 特定の場合における他方の締約国の特定の者、産品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適 自国の法令に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける者に対して、当該行政
- (キ) (力) な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為の是正のため、 Ļ 各締約国は、 両締約国は、適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促 若しくは維持し、 協定の対象となる事項に関し、行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当 又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を定め、若しくは維持すること等を定める(第十七・六条)。 司法裁判所、 仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置
- 進するための方法について協力することを定める(第十七・七条)。
- (7)第十七章の規定の適用は、 協定の他の章の規定の適用を妨げるものではないことを定める (第十七・八条)。
- (ケ) 七・九条)。 両締約国は、 国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する双方の決意を確認すること等を定める (第 十
- 18 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力(第十八章)
- 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力(第A節)
- 一般規定(第一款)
- ⑦ 第A節の規定の目的及び一般原則について定める(第十八・一条)。
- 第A節における用語の定義について定める(第十八・二条)。

(1)

三五

(イ) 各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、規制上の要件の不必要な重複を避けるため、共通の原則、指	
⑦ 一方の締約国は、他方の締約国に対して規制に関する協力活動を提案することができること等を定める(第十八・十二条)	
(3) 規制に関する協力(第三款)	, .
一条)。	
() 両締約国の規制当局は、第二款に規定する規制に関する良い慣行についての情報の交換に努めることを定める(第十八・十)	
改善のための意見を提出する機会を与えることを定める(第十八・十条)。	
(キ) 各締約国の規制当局は、自国の公共政策の目的の達成を妨げることなく、いかなる者に対しても、効力を有する規制措置の	
と等を定める(第十八・九条)。	
(カ) 各締約国の規制当局は、効力を有する規制措置に対する定期的な事後の評価を促進するための手続又は仕組みを維持するこ	
ること等を定める(第十八・八条)。	
(オ) 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に従って、立案中の主要な規制措置の影響評価を体系的に実施するよう努め	
八・七条)。	
中の規制措置についての十分な詳細を提供する規制措置の案又は協議に係る文書のいずれかを公表すること等を定める(第十	
(エ) 各締約国の規制当局は、主要な規制措置を立案するに当たり、適用可能な場合には、関連する規則及び手続に従って、立案	
る簡潔な説明とともに、公に入手可能なものとすること等を定める(第十八・六条)。	
⑦ 各締約国の規制当局は、少なくとも年一回、計画中の主要な規制措置の一覧表を、当該規制措置の適用範囲及び目的に関す	
なものとすること等を定める(第十八・五条)。	
(イ) 各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能	
⑦ 各締約国は、規制に関する良い慣行を促進するための内部調整の手続又は仕組みを維持することを定める(第十八・四条)。	
(2) 規制に関する良い慣行(第二款)	, .
(ウ) 第A節の規定の適用範囲について定める(第十八・三条)。	

三六

- 針、 行動規範、 同等の相互承認及び実施手段を促進すること等を検討することを定める(第十八・十三条)。
- (4) 制度に関する規定(第四款)
- (7) 規制に関する協力に関する専門委員会の任務等について定める(第十八・十四条)。
- (1) の 詳細の通報について定める(第十八・十五条)。 第A節の規定を実施するため及び第十八・十六条の規定に基づいて情報を交換するための連絡部局の指定並びにその連絡先
- (ウ) 出することができること、 方の締約国は、 他方の締約国に対し、 当該要請を受けた締約国は、 他方の締約国の計画中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提 速やかに応ずるよう努めること等を定める(第十八・十六条)。
- (〕 動物の福祉(第B節)
- (7) 項につき、 両 締約国は、 相互の利益のために協力すること等を定める(第十八・十七条)。 それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、 飼養された動物に焦点を当てた動物の 福 祉に関する事
- 三 最終規定(第C節)
- (7) L ないこと等を定める 第A節の規定は、第B節の規定及び第八章第E節第五款に規定する金融サービスにおける規制に関する協力については適用 (第十八・十八条)。
- (1) 第十八章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十八・十九条)。
- 19 農業分野における協力(第十九章)
- (7) 第十九章の規定の目的について定める(第十九・一条)。
- (1) 第十九章の規定の適用範囲について定める(第十九・二条)。
- (ウ) 層整備するために適当な措置をとること等を定める(第十九・三条)。 方の締約国は、 自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を
- (I)こと等を定める(第十九・四条)。 方 の締約国は、 他方の締約国に対し、 農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を提出することができる

三七

(才) 農業分野における協力に関する作業部会の責任及びその任務等について定める(第十九・五条)。

三八

- (力) 報等について定める 第十九章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通 (第十九・六条)。
- (キ) 第十九章と他の章との関係について定める(第十九・七条)。
- (力) 第十九章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十九・八条)。
- 20 中小企業 (第二十章)
- (7) ることを追求し、又は中小企業にとって特に利益となる可能性のあるものの重要性を認識することを定める 両締約国は、 第二十章の規定及び協定の他の規定であって、 中小企業に関連する事項についての両締約国間 (第二十・一条)。 の協力を促進す
- (1) 及び強化すること等を定める 両締約国は、 中小企業が世界市場に参加するに当たって支援が必要となる場合があることを認識しつつ、 (第二十・二条)。 協力活動を行い、
- (ウ) ウェブサイトを開設し、 こと等を定める(第二十・三条)。 各締約国は、 協定の本文及び概要並びに中小企業のための情報を含む協定に関する情報を有する公にアクセス可能 又は維持すること、自国のウェブサイトに他方の締約国の同様のウェブサイト等へのリンクを含める な自 国の
- (I) 第二十章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその任務等について定める (第二十・四条)。
- (オ) 第二十章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第二十・五条)。
- 貿易及び女性の経済的エンパワーメント (第二十一章)

21

- (7) させることの重要性を認識すること等を定める(第二十一・一条)。 両締約国は、 自国の領域内の女性 (労働者及び事業経営者を含む。 \smile が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大
- (1) 業経営者を含む。 両締約国は、 協定によって創出される機会に十分にアクセスし、 の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討すること等を定める(第二十一・二条)。 当該機会から十分に利益を得るための女性 (労働者及び事
- (ウ) 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会の責任等について定める(第二十一・三条)。

(I)第二十一章の規定は、 第二十二章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第二十一・四条)。

22 (-)紛争解決(第二十二章) 目的、 適用範囲及び定義 (第A節)

(7) 第二十二章の規定の目的について定める(第二十二・一条)。

(イ) 第二十二章の規定の適用範囲について定める(第二十二・二条)。

(ウ) 第二十二章における用語の定義について定める(第二十二・三条)。

(__) 協議及び仲介(第B節

- (7) を定める(第二十二・四条)。 締約国は、協議又は仲介を要請する前に、問題となっている措置に関連する情報を書面により要請することができること等
- (1) 五条)。 両締約国は、 相互に合意する解決を得るため、 紛争を誠実に協議によって解決するよう努めること等を定める(第二十二・
- (ウ) 定める(第二十二・六条)。 一方の締約国は、 他方の締約国に対し、一定の事案について、 仲介の手続の開始をいつでも要請することができること等を
- $(\overline{=})$ パネルの手続(第C節)
- (7) パ (ネルの設置について定める(第二十二・七条)。
- (1) パネルの構成について定める(第二十二・八条)。
- (ウ) パネルを構成する仲裁人の名簿について定める(第二十二・九条)。
- (I)仲裁人の資格について定める(第二十二・十条)。
- (オ) 仲裁人の交代について定める(第二十二・十一条)。
- (カ) (‡) パネルの任務について定める(第二十二・十二条)。
- パネルの付託事項について定める(第二十二・十三条)。

三九

- (ケ) (力) る パネルの手続について定める(第二十二・十五条)。 パネルは、 (第二十二・十四条)。 締約国が要請する場合には、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定することを定め
- (ב) パネルによる解釈に関する規則について定める(第二十二・十六条)。
- (#) パネルは、 関連する情報の提供を両締約国に要請することができること等を定める(第二十二・十七条)。
- (ジ) 八条)。 パネルは、 両締約国に対し、 パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付すること等を定める(第二十二・十
- (ス) 二・十九条)。 パネルは、 両締約国に対し、 中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付すること等を定める(第二十
- (セ) 最終報告書の履行について定める(第二十二・二十条)。
- ()) 最終報告書の履行状況のパネルによる審査について定める (第二十二・二十一条)。
- (4) 二十二条)。 最終報告書の不履行の場合における代償その他の代替措置、 譲許その他の義務の適用の停止等について定める(第二十二・
- (チ) 暫定的な救済措置の適用後の履行状況のパネルによる審査について定める(第二十二・二十三条)。
- (") パネルの手続の停止及び終了について定める(第二十二・二十四条)。
- 一般規定(第D節)

(四)

- (7)紛争解決手続の運用について定める(第二十二・二十五条)。
- (1) 二十二・二十六条)。 両締約国は、第二十二・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができること等を定める(第
- (ウ) 紛争解決の場の選択について定める(第二十二・二十七条)。
- 第二十二章に定める期間の取扱いについて定める(第二十二・二十八条)。

(I)

- (才) パネルの費用の負担について定める(第二十二・二十九条)。
- (カ) 定める(第二十二・三十条)。 第二十二章に規定するパネルの手続については、パネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施することを
- 23 制度に関する規定(第二十三章)
- (7) 合同委員会の設置、開催、 任務等について定める(第二十三・一条)。
- (1) 合同委員会の全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うこと等を定める (第二十三・二条)。
- (ウ) 合同委員会の下に設置される専門委員会について定める(第二十三・三条)。
- (I)合同委員会又は専門委員会の下に設置される作業部会について定める(第二十三・四条)。
- (才) 条) 。 専門委員会、 作業部会その他の機関は、 その任務の遂行に当たり、その作業の重複を避けることを定める(第二十三・五
- (カ) 協定の実施のための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報並びにその任務について定める(第二十三・六条)。
- 24 最終規定 (第二十四章)
- (7) が合意する時期に行うことを定める(第二十四・一条)。 両締約国は、 協定の実施及び運用についての一 般的な見直しを協定の効力発生の日の属する年の後十年目の年又は両締約国
- (1) 協定の改正について定める(第二十四・二条)。
- (ウ) 協定の効力発生について定める(第二十四・三条)。
- (I)協定の終了について定める(第二十四・四条)。
- (オ) 条) 協定 0 の いかなる規定も、者に対して権利を与え、 又は義務を課するものと解してはならないことを定める(第二十四・ Ŧī.
- (‡) (力) 協定 の附属書、 付 録 相互承認に関する議定書及び注は、 協定の不可 、分の一部を成すことを定める (第二十四・六条)。
- 協定は、 日本語及び英語をひとしく正文とすることを定める(第二十四・七条)。

兀

25 附属書

 (\rightarrow) 両締約国が実施する関税の撤廃及び削減等の対象品目、条件等について定める(附属書ニーA)。

その概要は、次のとおりである。

- 英国による関税の撤廃及び削減(第二編)
- (ア) 概要及び対象品目

九十一品目になる。 た後に関税を撤廃するものは二百九十二品目、 品目数では、全九千五百二十八品目のうち、 その他のもの 協定の発効時に関税を撤廃するものは九千百四十五品目、 (関税削減、 関税の一 部 (従価税部分) のみの撤廃又は除外) __. 定の経過期間を経 は

目の全ての品目については関税を撤廃する。 のについては、 分野別では、 関税削減、 農林水産品二千七百二十八品目のうち九十一品目を除くものについて関税を撤廃する。 関税の一部 (従価税部分) のみの撤廃又は除外の各分類で対応する。 農林水産品以外の六千八百品 関税の撤廃が困難なも

及びその部品、ターボジェット並びに電気制御盤といった重要品目について、 する等の内容となっている。 英国の譲許については、 全体として、日EU経済連携協定の合意内容を踏まえたものとなっており、 譲許内容の更なる改善 (即時関税撤廃) その上で、 鉄道用車両 を確保

(イ) 主要品目ごとの概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
酒類	-	即時関税撤廃
たばこ	-	即時関税撤廃
ほとんどの農林水産品	八%、一五%等	ほとんどは即時関税撤廃、一部は除外、段階的関税撤廃
		(七年目又は一五年目)、従価税部分についてのみ撤廃

即時関税撤廃		産業用ロボット等
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(三年目)	二 - - - - - - - - - - - - - - - %	旋盤
目)		
は二・七% ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(三年	二・五%又は二	エアコン
		それらの部品
	Ŭ	気用又は循環用のフード及び
	换	体圧縮機及びファン並びに始
即時関税撤廃	気 	気体ポンプ、真空ポンプ、反
		ペラ及びガスタービン
即時関税撤廃		ターボジェット、ターボプ
目)		品
は四・二% ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(三年	部 二・七%又は	エンジン及びエンジン関連部
即時関税撤廃		鉄鋼製のねじ
即時関税撤廃		プラスチック製のフィルム
		合体)
即時関税撤廃	重 	合成樹脂の一部(アクリルチ
		インキ
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(三年目又は七年目)	の 六・ 五%	印刷用、筆記用又は製図用の
目)		
ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(三年	六 ・ 五 %	医薬品原料
(注1)又は関税削減(注2)		

匹三

	四・七%、一六・八%等	
協定の発効時から一二年目までの間に関税撤廃	一・七%、三・七%、四・五%、	その他の鉱工業品
即時関税撤廃	I	筆記用具
		鏡その他の光学用品
即時関税撤廃	Ι	カメラ用レンズ、プリズム、
段階的関税撤廃(三年目又は五年目)	六%又は八%	二輪車
		シートベルト等
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(三年目又は五年目)	三%、三・五%又は四・五%	ギヤボックス、クラッチ、
撤廃		
ほとんどは段階的関税撤廃(七年目)、一部は即時関税	三・五%、一〇%又は二二%	貨物自動車
段階的関税撤廃(七年目)	ほとんどは一〇%、一部は五%	乗用自動車
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(一二年目)	七%又は一六%	トラクター
目)		(カラーテレビ等)
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(五年目又は一〇年	<u></u> 四 %	モニター及びプロジェクター
		ターター(発電機)
即時関税撤廃	Ι	エンジン用の点火機器及びス
目)		
ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(七年	三・七 %	蓄電池
は即時関税撤廃		軸受)
ほとんどは段階的関税撤廃(五年目又は七年目)、一部	七・七%又は八%	ベアリング(玉軸受及びころ

(注1)英国の参入価格制度に基づく従量税部分については維持する。

- (注 2) 第B節の英国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目については、協定第二・八条3(a)及び4の規定に基づく見直 l の対象となり、 その他の農産品については、 同条30の規定に基づく見直しの対象となる。
- (2) 日本国による関税の撤廃及び削減(第三編)
- (ア) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは九百九十二品目、その他のもの 品目数では、 全九千四百四十五品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは七千九百二十一品目、 (関税削減又は除外)は五百三十二品目になる。 _. 定の経過期間を

関税割当ての枠外として輸入する品目については関税を撤廃する。 め いて関税を撤廃する。 十七品目については、 る関税割当ての対象品目であり、 分野別では、 農林水産品二千六百九十品目のうち、二千二百十三品目について関税を撤廃する。 それら以外の五十五品目に分類される原産品については、 関税削減、 除外等の各分類で対応する。 協定に基づく関税に係る約束の対象からは除外される。 農林水産品以外の六千七百五十五品目のうち六千七百品目につ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定 なお、 関税の撤廃が困難な四百七 当該原産品に関して、 当該

る。 品セー 済連携協定において設定された関税割当てについては英国向けに新たな枠を設けず、 我が国の譲許については、 フガード措置の対象とした品目について、 全体として、 日EU経済連携協定の合意内容を踏まえたものとなっており、 同協定下と同じ条件でのセーフガード措置を規定する等の内容となってい また、 日EU経済連携協定において農産 その上で、 日EU経

主要品目ごとの概要

(イ)

	競走馬	品名
	頭につき三四〇万円	基準税率
セーフガード措置(第C節第八款)の適用あり)	段階的関税撤廃(一四年目)(第A節1(x)(農産品	関税撤廃等の内容

四五.

豚のくず肉(臓器を除く。)	牛の臓器	牛の肝臓	牛の舌	$\langle \circ \rangle$	牛のくず肉 (臓器及び舌を除 二		牛ほほ肉及び頭肉	1		任	肉	豚の肉		牛の肉	T	+⁄7	7	豚(生きているものに限る。) 八	1	牛(生きているものに限る。)
四・三%、一キログラムにつき部	二·八 %	二 · 八 %	二· 八 %		· = %		五〇%	八二円)	ログラムにつき三六一円(又は四	価格と課税価格との差額又は一キ	K(又は部分肉)に係る基準輸入	四・三%、一キログラムにつき枝		三八・五%	五〇八円	格との差額又は一頭につき一九、	る豚に係る基準輸入価格と課税価	八・五%、一頭につき、生きてい	三、七五〇円	頭につき三八、二五〇円又は六
段階的関税撤廃(八年目)(第A節1①)又は関税削減	段階的関税撤廃(一一年目)(第A節1(t)(注1)	段階的関税撤廃(一四年目)(第A節1(x)(注1)	段階的関税撤廃(九年目)(第A節1())(注1)		段階的関税撤廃(一四年目)(第A節1(x)(注1)	C節第二款)の適用あり) (注1)	関税削減(第A節1d)(農産品セーフガード措置(第			節第三款)の適用あり)(注1)	(第A節1(b又はcc) (農産品セーフガード措置(第C	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1回)又は関税削減	C節第二款)の適用あり)(注1)	関税削減(第A節1a)(農産品セーフガード措置(第			1 (x) 又は(y)	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(一四年目)(第A節		段階的関税撤廃(一四年目)(第A節1(x)

段階的関税撤廃(九年目)(第A節1(n)	%	ぶり(生鮮、冷蔵又は冷凍)
		凍)
段階的関税撤廃(一四年目)(第A節1(x)	%	まあじ(生鮮、冷蔵又は冷
		冷蔵又は冷凍)
段階的関税撤廃(四年目又は九年目)(第A節1 ()又は	三 ・ 五 %	くろまぐろのフィレ(生鮮、
(c)		蔵又は冷凍)
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(四年目)(第A節1	三 ・ 五 %	大西洋くろまぐろ(生鮮、冷
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(九年目)(第A節1	三 • 五 %	ます(生鮮、冷蔵又は冷凍)
		粉及びミール(牛のもの)
		並びに肉又はくず肉の食用の
		くん製にしたものに限る。)
	円	し、塩水漬けし、乾燥し又は
ムにつき一六一・五〇 関税削減(第A節1 (e) (注1)	キログラムに	肉及び食用のくず肉(塩蔵
一・九% 段階的関税撤廃(四年目又は九年目)(第A節1 () 又は	八・五%又は一	鶏の肉
段階的関税撤廃(六年目又は九年目)(第A節1()又は	八 ・ 五 %	豚の臓器
	き四八二円	
一キログラムにつ 款)の適用あり)(注1)	格との差額又は	
輸入価格と課税価(第A節1cc)(農産品セーフガード措置(第C節第三	分肉に係る基準輸	

七%又は二一・三% 段階的関税撤廃(九年目又は一一年目)(第A節1ín又又は(s)(注1)	一一一一一
) (第	その他の乳製品
特恵待遇(注1)(注2)	
八%又は四○% A節1(x)又は第B節第二款10の規定に基づく関税上の	八
・四%、二六・三%、二九・ 除外(第A節1 aa)、段階的関税撤廃(チーズ 1111
は第六款)の適用あり)(注1)	
1グラムにつき六八七円 (k)又は(1) (農産品セーフガード措置(第C節第五款又	キロ
き四二五円又は二九・八%及び一(四年目)(第A節1(g又は(h)、関税削減	き
パ・八%及び一キログラムにつ 除外(第A節1 zz z はb)、即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ホエイニカ
・三%又は二九・八% 段階的関税撤廃	フローズンヨーグルト 二六
除外 (第A節1 (z又はbb) (注1)	無 糖 れ ん 乳 -
(第A節1ss) (注1)	ドクリーム
・三%又は二五・五% 段階的関税撤廃(四年目)(第A節1(e)	加圧容器入りにしたホイップ 二一
	ものに限る。)
除外 (第A節1 cz又は bb) (注1)	粉乳(チョコレート製造用の
	れん乳
	ターミルクパウダー及び加糖
除外 (第A節1(zzはbb) (注1)	バター、脱脂粉乳、粉乳、バー
	生鮮、冷蔵又は冷凍)
一○% 段階的関税撤廃(九年目)(第A節1(n))	ほたてがい(生きているもの、一つ

(第A節1(n))		
除外(第A節1 az はbb)、段階的関税撤廃(九年目)	キログラムにつき二一・三〇円	麦芽
(したもの及びペレット
除外(第A節122又はbb)	Ι	大麦又は裸麦の粉、ひき割り
		かけた調製品及び調製食料品
除外(第A節1 zz z はbb)	I	小麦粉、ペレット、ロールに
除外 (第A 節1 (zz はbb)	I	*
除外 (第A 節1 (zz はbb)		大麦及び裸麦
除外 (第A 節1 (zz) 又は (bb)	I	小麦
段階的関税撤廃(四年目)(第A節1℃)	一七 %	緑茶
段階的関税撤廃(九年目)(第 A 節 1 (r)	一七%	りんご
あり)		
(k) (農産品セーフガード措置(第C節第七款)の適用		
段階的関税撤廃(四年目又は六年目)(第A節1 ()又は	一六%又は三二%	オレンジ
		たもの)
(九年目) (第A節1(n))	五四円	豆、そら豆、き豆等(乾燥し
除外(第A節1bb)、即時関税撤廃又は段階的関税撤廃	一〇%又は一キログラムにつき三	えんどう、小豆・いんげん
段階的関税撤廃(六年目)(第A節1(i)	二五・五%	天然蜂蜜
は(v)		
段階的関税撤廃(四年目又は一一年目)(第A節1。マ	一八・八%、二一・三%等	全卵又は卵黄
は(u) は(u)		

砂糖	牛肉調製品			等)	豚肉調製品(ハム、ベーコン	んかつ等)	豚肉調製品(ソーセージ、と		鶏肉調製品			ひまわり油	こんにゃく芋	き、のり調製品、こんぶ調製	のり、こんぶ、わかめ、ひじ		落花生	でん粉
	−○%、二一・三%、二五%、五	に○・六を乗じて得た額との差額	一・五を乗じて得た額と課税価格	豚肉加工品に係る基準輸入価格に	八・五%又は一キログラムにつき		- 0%又は二0%		六%又は二一・三%	円	は一キログラムにつき一〇・四〇	一キログラムにつき八・五〇円又	一キログラムにつき二、七九六円	二五%、二八%又は四〇%	一枚につき一・五〇円、一五%、		キログラムにつき六 七円	
除外(第A節1bb) (注1)	は(x) 段階的関税撤廃(九年目又は一四年目)(第A節1(n又		1	品セーフガード措置(第C節第四款)の適用あり)(注	段階的関税撤廃(九年目)(第A節1(ゆ又は(の)(農産		段階的関税撤廃(四年目)(第4節1(c))	(<u>n</u>)	段階的関税撤廃(四年目又は九年目)(第A節1d又は			段階的関税撤廃(四年目)(第A節1(ご)	除外(第A節1z) 又は関税削減(第A節1 ₀)		除外 (第A節1 (y又はbb) (bb)	(第A節1(i)又は(n)	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(六年目又は九年目)	除外(第A節1 z 又はbb) (注1)

基づく関税上の特恵待遇(注2)		
除外(第A節1cz又はbb)又は第B節第二款4の規定に	一九・二%又は二五%	大麦又は裸麦の調製食料品
2)	二八%	食料品
スは 第B節第二款3の規定に基づく関税上の特恵待遇(注	一六%、二三・八%、二四%又は	主として小麦で作られた調製
		満、しょ糖五〇%未満等)
除外(第A節1(bbb))	Ι	調製食料品(乳成分三〇%未
2		ケーキミックス
% 第B節第二款2の規定に基づく関税上の特恵待遇(注	一六%、二三・八%又は二四%	混合物及び練り生地並びに
関税削減(第A節1(e) (注1)	二三・八%	乳幼児用調製食料品
基づく関税上の特恵待遇(注1)(注2)		
除外(第A節1aa)又は第B節第二款8又は9の規定に		無糖ココア調製品
段階的関税撤廃(九年目)(第A節1(1)	二八%又は二九・八%	加糖ココア調製品
段階的関税撤廃(九年目)(第 A 節 1 (n)	%	チョコレート菓子
段階的関税撤廃(九年目)(第 A 節 1 (n)	二五%	砂糖菓子
2	等	食料品及び練り生地
八% 第B節第二款5の規定に基づく関税上の特恵待遇(注	二三・八%、二八%、二九・八	コーヒー、茶の混合物、調製
除外(第A節1 bbb)	Ι	ぶどう糖及び果糖
		粉
		るものに限る。)及びココア
2		が全重量のうち五〇%を超え
第B節第二款7の規定に基づく関税上の特恵待遇(注	二三・八%、二九・八%等	調製食料品(しょ糖の含有量

五. 一

(第 A 節 (zz) 又	二五%	調製食用脂(ミルクから得た
(第A節1ee) (注1)	又は二九・八%	
二八% 段階的関税撤廃(九年目)(第A節1	、%≻・ = - 、% = ・ - -	氷菓
	%	
「九・八 関税削減(第A節1 (1)、(1)又は(1)	二二、、二・二、、、二	アイスクリーム
	%	ソース、トマトジュース等
一九・八段階的関税撤廃(四年目又は九年目)	一七%、二一・三%又は二九	トマトケチャップ、トマト
(n)	等	
九・八% 段階的関税撤廃(六年目又は九年目)	一九・一%、二三%、二九	りんごジュース
節1(n)又は関税削減(第A節1(oo)	ログラムにつき三三円	のもの)
スは一キ 除外(第A節1 aa)、段階的関税撤廃	二五・五%、四六・八%又は	パイナップル(気密容器入り
(c)		をしたトマト
即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(四年目)	三・匹%	調製し又は保存に適する処理
A 節 1 (c)		ペースト
除外(第A節1 aa) 又は段階的関税撤廃	一 六 %	トマトピューレ及びトマト
(<u>n</u>)		
・四% 段階的関税撤廃(四年目又は九年目)	一三%、一五%又は二〇	ビスケット
基づく関税上の特恵待遇(注2)		
除外(第A節1cz又はbb)又は第B節第二款	一九・二%又は二五%	小麦製品
除外(第A節1(bbb)		うどん
円 段階的関税撤廃(九年目)(第A節1(n)	ーキログラムにつき三〇円	スパゲティ及びマカロニ

B院的関税撤募(四年目)(第▲領 1 ft)	7	ん粉誘導体
(n) 等		
・ ・ 即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(九年目)(第A節1)	一〇%、二七・二%等	工業用アルコール
目) (第A節1(c)又は(n)		
は二九・八% 即時関税撤廃又は段階的関税撤廃(四年目又は九年	三・四%、一六%又は二九	たばこ
(n) 等	四〇円等	
ルにつき七〇・ 即時関税撤廃、段階的関税撤廃(九年目)(第A節1	一六%、一リットルに	酒類
2		上等)
第B節第二款6の規定に基づく関税上の特恵待遇(注	二 九 ・ 八 %	調製食料品(しょ糖五〇%以
		満のものに限る。)
		重量の一五%を超え三〇%未
		リースプレッドの含有量が全
		バターその他の油脂及びデイ
除外 (第A節1 (bb) (注1)	I	調製食用脂(ミルクから得た
		下のものに限る。)
		重量の三〇%を超え七〇%以
		リースプレッドの含有量が全
目) (第A節1(z)) (注1)		バターその他の油脂及びデイ

五. 三

	Ó	■ 税 撤 廃 ■	E 	រ ក្
もの)	四 ・ 八 %	段階的関税撤廃(六年	年目)	(第A節1 (i))
構造用集成材	三・九%	段階的関税撤廃(六	年 目)	(第A節1(i))
パーティクルボード及びオリ	五%又は六%	段階的関税撤廃(六	(六年目)	(第A節1(i))
エンテッドストランドボード				
さねはぎ加工等を施した木材	三・六%又は五%	段階的関税撤廃(六年)	年目)	(第A節1(i))
(松、もみ又はとうひのも				
の)等				
くい及びはり	三・九%	段階的関税撤廃(六	年目)	(第A節1(i))
その他建築用木工品(CLT	三・九%	段階的関税撤廃(六	(六年目)	(第A節1(i))
を含む。)				
たる及びおけ	1] • 1]%	段階的関税撤廃(六	年目)	(第A節1(i))
積層木材等のうち、外面の単	六%	段階的関税撤廃(六	(六年目)	(第A節1(i))
板が針葉樹の集成材(ブロッ				
クボード、ラミンボード及び				
バッテンボードを除く。)				
針葉樹合板(表面加工したも	六%	段階的関税撤廃(六	(六年目)	(第A節1i)
の又は厚さが六ミリメートル				
以上のもの)				
広葉樹合板(表面加工したも	六 %	段階的関税撤廃(六	(六年目)	(第A節1(i)

の又は厚さが六ミリメートル		
以上のもの)		
繭	一キログラムにつき二、五二三円	除外(第A節12) 又は段階的関税撤廃(九年目)
		A節1(n)
生糸	一キログラムにつき六、九七八円	除外(第A節1乙)又は段階的関税撤廃(九年目又は一
		一年目)(第A節1m又は(s)
皮革及び履物	%、 大%、 七·三%、	段階的関税撤廃(七年目、九年目又は一四年目)
	四%、三〇%等	節1(1)、(n)又は(x))等
繊維及び繊維製品	I	即時関税撤廃
非鉄金属製品	I	即時関税撤廃
その他の鉱工業品	三・八%、六・六%、一〇%等	協定の発効時から九年目までの間に関税撤廃
(注1)第D節の日本国の表の	「注釈」の欄に「S」を掲げる品目	については、協定第二・八条3(0及び4の規定に基づく見
直しの対象となり、そ	の他の農産品については、同条3()	の規定に基づく見直しの対象となる。
(注2)日EU経済連携協定で	で設定された関税割当てに利用残が生じ	「じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日E
経済連携協定の関税割	税割当てと同じ税率を適用する。	
第二・十五条及び第二・十七条に	に規定する物品の表について定める。	(附属書二-B)。
自動車並びにその部品及び装置に	に関する国際連合規則の適用に関する	る各締約国の特定の約束について定める(附属書二-C)

- (七)(六)(五)(四)(三)(二) 品目別原産地規則に定める関連する要件に関する通則等について定める ぶどう酒産品の輸出の促進に関する第二章第C節に規定する醸造法等について定める(附属書二-E)。 日本国の焼酎の輸出の促進に関する英国の特定の約束について定める(附属書ニーD)。 (附属書三-A)。
- 非原産材料を使用して生産される産品が原産品とされるために満たすべき要件として、品目別原産地規則について定める。

五. 五.

産品

ごとに、
満たすぐ
9べき関税分類の変更、
生産工程、
非原産材料の最大限の割合、
最小限の域内に
原産割合の亜
産割合の要件その他の要件について

五六

- 第三・五条に規定する産品について定める(附属書三-C)。
- (九) (八) 第三・五条に規定する情報について定める (附属書三-D)。
- (+)原産地に関する申告文について定める(附属書三-E)。
- (土) より入手可能なものとすることが奨励されること等を再確認し、 食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、食品添加物についての関連する指針を英語に 及び約束すること等を定める (附属書六)。
- (生) Ĺ 両締約国は、 当該目的を達成するために二国間及び国際機関の場において協力すること等を定める 両締約国間及び両締約国の金融規制当局の間の協力を促進することが一定の目的を支持するものであることを認識 (附属書八-A)。
- (圭) 第八章に定める義務に関する留保事項及び約束について定める (附属書八-B)。
- (1)及び「概要」の各事項が記載される。 五条から第八・十七条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない締約国の現行の措置について定める。 「分野」、 投資の自由化に関する第八・七条から第八・十一条までのいずれかの規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第八・十 「小分野」、「産業分類」、 (附属書1) 「関連する義務」 (英国の表においては 「留保の種類」)、 「政府の段階」、 留保には、 「措置」
- (7) 英国の表

その概要は、

次のとおりである。

次に掲げる分野において十二項目の留保を付する。

全ての分野 (既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却、 移転又は処分)

自 由職業サービス (保健に関連する職業を除く全ての職業) (a法律サービス、 (b)監査サービス)

自 由職業サービス (保健に関連する職業及び医薬品の小売) (獣医サービス)

研究及び開発のサービス

事業サービス(航空に関する賃貸サービスその他の事業サービス)

通信サービス (郵便サービス及びクーリエ・サービス)

ス、(ご複合運送サービスの供給) 運送サービス及び運送サービスの補助的なサービス(回航空運送の補助的なサービス、 し全ての形態の運送の支援サービ

エネルギー関連事業(鉱業及び採石業)

農業、漁業及び製造業 (農業、 狩猟及び林業)

(1) 日本国の表

次に掲げる分野において五十四項目の留保を付する。

農林水産業及び関連するサービス(領海、 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業を除く。

自 動車整備業 (自動車特定整備業)

事業サービス (職業紹介業及び労働者派遣業)

回収代行のサー -ビス

建設業

流通サービス (アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス)

教育及び学習支援業(高等教育サービス)

金融サービス(銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 保険及び保険関連のサー

ビス)

熱供給業

情報通信業(電気通信業、インターネット付随サービス業、 情報サービス業)

製造業 (電子部品・デバイス・電子回路製造業、 船舶製造・修理業、 舶用機関製造業、 医薬品・医療機器製造業、 皮革製

造業及び皮革製品製造業

五七

旗国としない船舶)) サービス、公認会計士サービス、税理士サービス、 運送業、 ス、海事代理士サービス、土地家屋調査士サービス) 運輸業 測量業 警備業 石油業 船員 卸売業及び小売業(家畜) 上水道業 技能検定 事業サービス 職業上の安全及び衛生に関連するサービス 不動産業 自 鉱業及び鉱業に付随するサービス 計量サービス 不動産鑑定業 医療及び福祉 船舶の国籍に関する事項 |由職業サービス(法律サービス、外国法に関する法的な助言サービス、弁理士サービス、 運輸に付随するサービス業 (通関業、 (航空機登録原簿への航空機の登録) 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)、鉄道業、 (自動車道事業、 建築設計業等のサービス、社会保険労務士サービス、 水先人)、 水運業 (外航船舶運航事業者、 公証人サービス、 水運業への投資、 道路旅客運送業、

日本国を

道 路

行政書士サービ

司法書士

五. 八

航空宇宙産業(航空機製造修理業)

(2)属書Ⅱ 分類」、 五条から第八・十七条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない締約国の現行の措置を維持し、 は一層制限的な措置を採用することのできる分野、 投資の自由化に関する第八・七条から第八・十一条までのいずれかの規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第八・十 「関連する義務」 (英国の表においては 「留保の種類」)、 小分野又は活動について定める。 「概要」及び 「現行の措置」 留保には、 「分野」、 の各事項が記載される。 「小分野」、 又は新たな若しく 「産業 。 附

その概要は、次のとおりである。

(ア) 英国の表

次に掲げる分野において三十四項目の留保を付する。

全ての分野(③業務上の拠点、
じ最恵国待遇、
に武器、
弾薬及び軍需品

自由職業サービス(法律サービス)(⑶法律サービス、()監査サービス)

- 供するその他のサービス) 理 療法士及び医療補助員によって提供されるサービス、 自 由職業サービス (保健に関連する職業及び医薬品の小売) (b医薬品及び医療・整形外科用品の小売サ (a医療・歯科サービス、 助産師、 ービス並びに薬剤師が提 看護士、 理学療法士、心
- 事業サービス(回収代行サービス及び信用調査サービス)
- 事業サービス(職業紹介サービス)
- 事業サービス(調査サービス)
- 他 の航空関連事業サービス) 事業サービス (その他の事業サー -ビス) (a) 船舶、 鉄道運送設備及び航空機並びにそれらの部品 の保守及び修理、 (b) その
- 電気通信業
- 教育サービス

いずれにも含まれないその他のサービス(新たなサービス)
エネルギー関連事業(エネルギー・サービス全般)
漁業及び水道(漁業、養殖業及び漁業に付随するサービス、 (b取水、浄水及び配水)
の賃貸、(8最恵国待遇の免除)
(e)道路運送(旅客運送、貨物輸送、国際トラック運送サービス)及び道路運送の補助的なサービス、(f)宇宙輸送及び宇宙船
上運送の補助的なサービス、(2内航海運及び内航海運の補助的なサービス、(3鉄道運送及び鉄道運送の補助的なサービス、
運送サービス及び運送サービスの補助的なサービス((a海上運送(船舶により実施されるその他全ての商業活動)、(b海
奏及びサーカスのサービス、()賭博サービス)
娯楽、文化及びスポーツのサービス(闾図書館、公文書館、博物館その他の文化サービス、b)興行サービス、劇場、生演
険を含む。)、(c)社会サービス(年金保険を含む。))
健康及び社会のサービス(a健康サービス(病院、救急車及び住民健康サービス)、b健康及び社会のサービス(年金保
金融サービス(ほ全ての金融サービス、b保険及び保険関連のサービス、c)銀行業その他の金融サービス)

(イ) 日本国の表

次に掲げる分野において十七項目の留保を付する。

サービス等への投資等、認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス) 全ての分野(公的企業又は政府機関の持分又は資産の移転又は処分、電信サービス・公営競技等に係るサービス・郵便

航空宇宙産業 (宇宙開発産業)

武器・火薬産業(武器産業、火薬類製造業)

情報通信業 (放送業)

教育及び学習支援業(初等及び中等教育サービス)

エネルギー産業(電気業、ガス業、原子力産業)

六〇

金融サービス(銀行サービスその他の金融サービス(保険を除く。)、保険及び保険関連のサービス) 排他的経済水域及び大陸棚における漁業

漁業及び漁業に付随するサービス(領海、 内水、

土地取引に関する事項

法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス

警備業

全ての分野 (協定の効力発生の日に効力を有し、 又は同日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる

待遇)

農業 (酪農業、 肉用牛生産業)

運輸業・事業サービス(航空運輸業)

(3)について定める 設立を目的とした商用訪問者、 (附属書Ⅲ)。 企業内転勤者、 投資家及び短期の商用訪問者の入国及び一時的な滞在に関する各締約国の約束

その概要は、 次のとおりである。

- (7) 英国の表
- (i) 設立を目的とした商用訪問者

いずれの十二箇月においても九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

企業内転勤者

(ii)

三年を限度とする期間 (この期間は、 英国の裁量により延長され得る。)の入国及び一時的な滞在

(iii) 投資家

一年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

短期の商用訪問者

(iv)

(v) 企業内転勤者のパートナー及び被扶養者である子

六二

当該企業内転勤者と同一の期間の入国及び一時的な滞在

- (イ) 日本国の表
- (i) 設立を目的とした商用訪問者

九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

⑪ 投資家

五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

- (iv) 短期の商用訪問者
- 九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在
- (v) 企業内転勤者及び投資家の配偶者及び子

当該企業内転勤者及び投資家と同一の期間の入国及び一時的な滞在

(4) 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の入国及び一時的な滞在に関する各締約国の約束について定める (附属書

. ℃

その概要は、次のとおりである。

- (ア) 英国の表
- (i) 契約に基づくサービス提供者

国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等三十分野においていずれの十二箇月においても累積で六箇月を超えない

期間又は契約期間のうちいずれか短い期間の入国及び一時的な滞在

独立の自由職業家

(ii)

期 国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等十六分野においていずれの十二箇月においても累積で六箇月を超えない

- 間 又は契約期間のうちい ずれか短い期間の入国及び一時的な滞在
- (イ) 日 本国の表
- (i) 契約に基づくサービス提供者

付録Ⅳに規定する法律サービス等四十分野において五年を限度とする期間の入国及び一 時的な滞在

- (ii) 独立の自由職業家
- (iii) 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の配偶者及び子 付録Ⅳに規定する法律サービス等四十分野において五年を限度とする期間の入国及び 一時的な滞 在
- 当該契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家と同一の期間の入国及び 一時 的 な滞在
- (盅) る協力について定める 入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束、 (附属書八-C)。 企業内転勤者に適用される手続上の追加的な約束並びに送還及び再入国に関す
- (畫) 第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定及び第十章の規定の適用を受ける調達等について定める (附属書十)。
- (1)第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定を掲げる (第一編) 0
- 第十章の規定の適用を受ける調達等について定める(第二編)。

(2)

その概要は、 次のとおりである。

(7) 英国(第A節

適用を受けるものによる調達を除く。 に加え、 第十章の規定は、 第A節の規定の適用を受ける調達 第十・二条及び第十・三条の規定に従い、)について適用すること等を定める。 (同節1に規定する機関であって、 政府調達協定附属書Iの英国の付表の規定の適用を受ける調達 同節1に関する注釈()において特定する規則の

地方政 府の機関 (第A節1)

(i)

ロが二十万以上四十九万九千九百九十九以下の地方行政単位による調達に関し、 政府調達協定附属書I の英国の付表4

六三

及び付表5並びに第A節3及び4に掲げる物品及びサービスの調達の基準額については二十万特別引出権等とすることを定

六四

める。

(ii)

- 公法によって規律される機関(病院又は大学であるものに限る。)(第A節2)
- а 引出権とすることを定める。 Ļ に限る。 政府調達協定附属書Ⅰの英国の付表2の2 aにおいて定義する公法によって規律される機関 物品及びサービスの調達の基準額については二十万特別引出権、)による同附属書の英国の付表4から付表6まで並びに第A節3及び4に掲げる物品及びサービスの調達に関 建設サービスの調達の基準額については五百万特別 (病院又は大学であるもの
- b 表として掲げる。 公法によって規律される機関 (病院又は大学であるものに限る。)であって、対象機関とされるものについては、 例示
- 鉄道に関連する物品及びサービスの調達(第A節3)

(iii)

る。 達の基準額については四十万特別引出 義する公共事業者による一定の鉄道設備の調達及び車両に該当する物品に関する一 政 府調達協定附属書1の英国の付表1及び付表2の規定の適用を受ける公共施設又は同附属書の英国の付表3において定 権、 建設サービ スの調達の基準額については五百万特別引出権とすること等を定め 定の調達に関し、 物品及びサービスの調

- (iv) サービス (第A節4)
- а 関 蓮するサービス、写真サービス等のサービス 政府調達協定附属書Iの英国の付表1に掲げる機関については、 食料提供サービス及び飲料提供サービス、 電気通信に
- b る相談サービス、 政府調達協定附属書Ⅰの英国の付表2の1又は第A節1に掲げる機関については、 財務管理に関する相談サービス (事業税に関するものを除く。 等のサービス 飲料提供サービス、 一般経営に関す
- с 対象となる全ての機関については、 契約に基づき又は報酬を受けて行う不動産に係るサービス
- (イ) 日

日本国(第B節

受けるものによる調達を除く。 達に加え、第B節の規定の適用を受ける調達 第十章の規定は、 第十・二条及び第十・三条の規定に従い、)について適用すること等を定める。 (同節2に規定する機関であって、 政府調達協定附属書I 同節2において特定する特別 の日本国 の付表の規定の適用を受ける調 の規則の適用を

政府調達協定附属書Iの日本国の付表2(地方政府の機関)に関連する調達(第B節1)

(i)

- а 基準額については同附属書の日本国の付表2に定める基準額とすること等を定める。 及び地方独立行政法人(二千十八年二月一日の時点で八十九団体が該当)による調達について適用すること、 第十章の規定は、 政府調達協定附属書Iの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの熊本市 当該調達の
- b 基準額については同付表に定める基準額とすることを定める。 十八年二月一日の時点で二十八機関が該当) 発電、 送電又は配電に関連する調達であって、 及び熊本市によるものについて、 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる地方政 第十章の規定を適用すること、 府の機関 当該調達の (二)千
- (i) 中核市による調達(第B節2)
- いこと、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2 に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられること、 ス の基準額及び適用範囲と同一 中核市による公開入札を用いた調達(建設サービスの調達を除く。)に関し、 のものを適用すること等を定める。 (同付表に関する注釈を含む。)に掲げる機関についての物品及びサービ 第十章に定めるいかなる義務も、 英国の供給者は、 中核市については、 現地で設立された供給者 適用しな
- (iii) 政 府調達協定附属書Iの日 本国の付表3 (その他の機関) に関連する調達 (第8節3)
- а エンジニアリング・ 万 ことを定める。 特別引出 政 府調達協定附属書Iの 権 同 附 サー 「属書の ・ビスその 日本国 日本国の付表3のB群に掲げる機関による物品及びサービスの調達に関し、 他の技術的サービスを除く。)については十万特別引出権の基準額をそれぞれ適用する の付表5において特定するサービス (建設サービスに関連する建築のためのサービス、 物品については十
- b 政府調達協定附属書Iの 日本国 の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの調達であって、 独立行政

六五

- (iv) 運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達 サービスを除く。)については十万特別引出権の基準額をそれぞれ適用すること等を定める 法人農林漁業信用基金等六の機関によるものについて、 いて特定するサービス (建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・ 物品については十万特別引出権、 (第B節4) 同附属書の日本国の サー ビスその他 付表5にお の技術的
- 開放されることを定める。 る機関による調達であって、 機関による調達であって、 運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達に関し、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる 同付表に関する注釈4の規定の適用を受けるもの 同付表に関する注釈3の注 aの規定の適用を受けるもの (注1)及び同附属書の日本国の付表3に掲げ (注 2) については、 英国の供給者に
- (注 1) 当該調達の基準額については、 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に定める基準額とする。
- (注 2) 当該調達に関し、 \mathcal{O} 他の技術的サー ビスを除く。 物品及びサービス \smile の調達の基準額については、 (建設サービス及び建築のためのサービス、 四十万特別引出権とする。 エンジニアリング・サービスそ
- (v) サービス(第B節5)
- а 保険を含む。 政府調達協定附属書1の日本国の付表1に掲げる機関による調達については、 及び年金基金サー -ビス (強制加入の社会保障サービスを除く。 Ú, 電気通信に関連するサービス、 管理職あっせんサービス等のサ 保険 ービス (再
- b 器 政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる機関及び熊本市による調達については、 (運転者を伴わないもの) の賃貸サービス、 家具その他家庭用の器具の賃貸サービス等のサービス 飲料提供サー ビス、農業用機
- 地理的表示に関する両締約国の法令について定める(附属書十四-A)。

(共)

(ដ) 玉 (農産品についてはスコティッシュ・ファームド・サ は、 協定に基づき保護する両締約国の農産品及び酒類の地理的表示の表について定める。これにより、 日 本国 の 地 理的表示 (農産品についてはあおもりカシス等四十七件、 ーモン等三件、 酒類についてはスコッチ・ウィスキー等三件) 酒類については壱岐等八件) 日本国は、 を保護する。 英国の を保護し、 地理的表示 (附属書十 英

四 | B)

26 相互承認に関する議定書

学品に係る優良試験所基準(GLP)及び医薬品に係る優良製造所基準(GMP)の二分野に関して一方の締約国において実施され る施設の確認等を、それぞれ他方の締約国が受け入れるために必要な法的枠組みを定める。 通信端末機器及び無線機器並びに電気製品の二分野に関して一方の締約国において実施される適合性評価手続の結果を、並びに化

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。